

福岡市人権教育・啓発基本計画

実 施 計 画

(令和2年度～令和5年度)



ユニバーサル都市・福岡

福岡市人権尊重推進本部

目 次

I 福岡市における人権教育・啓発の取り組み	1
II 人権教育・啓発事業を進めるにあたっての視点	5
III 実施計画総論	8
1 実施計画の趣旨・目的	8
2 人権を取り巻く状況	8
3 実施計画（平成 28 年度～平成 31 年度）における成果・課題	11
IV 福岡市の人権教育・啓発事業	20
V 様々な分野における人権問題	25
1 同和問題	26
2 女性に関する人権問題	30
3 子どもに関する人権問題	36
4 高齢者に関する人権問題	42
5 障がい者に関する人権問題	46
6 外国人に関する人権問題	52
7 H I V 感染者等に関する人権問題	56
8 様々な人権問題	58
(1) ホームレス	58
(2) インターネットによる人権侵害	60
(3) 犯罪被害者等	63
(4) 刑を終えて出所した人等	65
(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族	67
(6) 性的マイノリティ	69
(7) 災害に伴う人権	72
(8) 働く人の人権	74
(9) その他の人権問題	76
VI 相談・問い合わせ窓口一覧	77
VII 実施計画（令和 2 年度～令和 5 年度）	84
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
(1) 就学前教育機関における人権教育	86
(2) 学校における人権教育	88
(3) 家庭・地域における人権教育・啓発	94
(4) 企業における人権教育・啓発	114

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進	
(1) 市職員	117
(2) 教職員	121
(3) 社会教育関係者	123
(4) 福祉関係者	129
(5) 保健・医療関係者	130
(6) マスメディア関係者	131
3 人権教育・啓発の効果的な推進	
(1) 学習の場の提供	132
(2) 学習内容の充実	134
(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進	141
(4) 人材の育成・活用	150
(5) 教材の開発・整備	164
(6) 総合的なネットワークづくり	166

I 福岡市における人権教育・啓発の取り組み

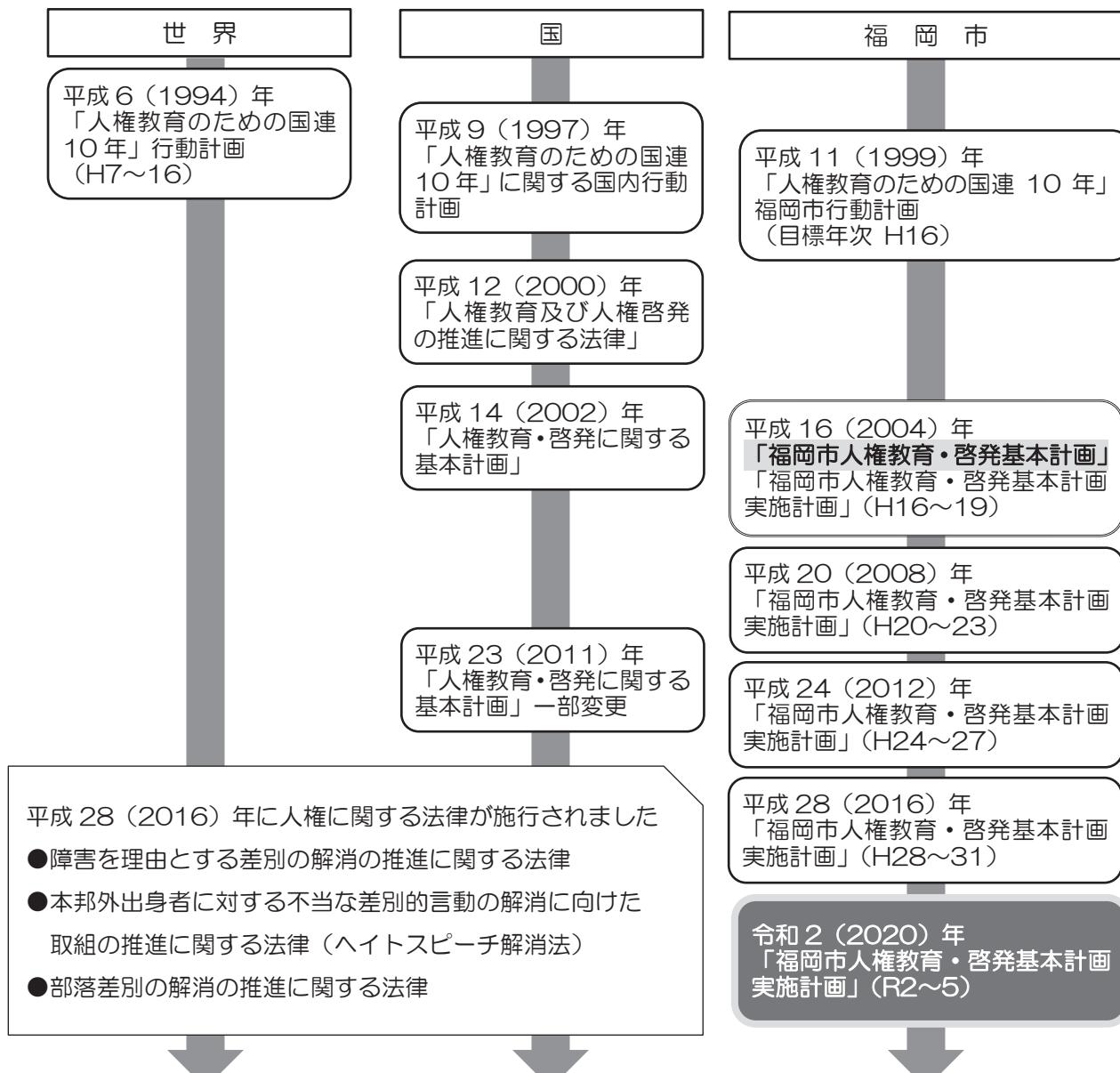
平成 12（2000）年 12 月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、人権教育・啓発推進法）において、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。

福岡市は、平成 11（1999）年 1 月に、「人権教育のための国連 10 年」福岡市行動計画を策定し、市民一人ひとりの人権が眞に尊重される福岡市の実現を目指した取り組みを積極的に推進してきました。

その後、平成 12（2000）年に人権教育・啓発推進法が施行されたことを踏まえ、人権教育及び人権啓発についての取り組みをより効果的かつ実効性あるものにするため、「人権教育のための国連 10 年」福岡市行動計画を見直し、平成 16（2004）年 1 月に、新たに「福岡市人権教育・啓発基本計画」（以下、基本計画）を策定しました。

福岡市では、現在、この基本計画に基づき、すべての人々が人権問題を正しく理解・認識するための総合的な人権教育・啓発の取り組みを推進しています。

また、基本計画の計画的な推進を図るため、4 年間の計画期間の実施計画を策定しています。



～「福岡市人権教育・啓発基本計画」(平成16(2004)年1月策定)～

＜基本計画の目標＞

福岡市は、長期的にめざす都市像を示した「福岡市基本構想」(平成24(2012)年12月策定)において、将来のあるべき都市像の一つに「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」と位置づけています。市民生活が豊かであるためには、まず市民一人ひとりが自らを律し、交流と対話を通じて相手の立場を理解し合い、人権を尊重しあうことが大切です。福岡市は、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もがすべての人への思いやりをもち、住んでいる人にも、訪れる人にもやさしいまちを目指しています。

基本計画の目標として、以下の2つの柱を掲げています。

ア 人権という普遍的文化の構築

すべての人が、日常生活の中で様々な事柄を「人権」という物差しでとらえることができるようになり、暮らしの隅々まで人権を尊重することが当たり前の状態になること。

イ 人の多様性を認め合う共生社会の実現

国籍や年齢、性別の違い、障がいの有無などにかかわらず、それぞれの文化や考え方などの違いを認識し理解しながら、すべての人が助け合い、支え合って生きていく社会を実現すること。

＜基本計画の重点課題＞

基本計画の2つの目標を達成するため、重点的に取り組む事項として、7つの重点課題を整理しています。

ア 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進

次のような2つの手法を組み合わせ、総合的な視点に立った人権教育・啓発を推進すること。

- ◆同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野の人権問題の解決を、人権という視点でとらえ直し、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法。
- ◆「法の下の平等」「個人の尊重」などの普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野の人権問題の解決につなげていく手法。

イ 「市民・行政共働型」人権教育・啓発の推進

校区の人権啓発地域推進組織（以下、人尊協）¹の活動などの市民が主体となった地域ぐるみの取り組みと、公民館・区生涯学習推進課が実施する研修会など様々な機会をとらえた行政の取り組みを共に充実することにより、人権尊重のまちづくりに向けた「市民・行政共働型」の人権教育・啓発を推進すること。

¹ 人権啓発地域推進組織（人尊協）

本市独自の取り組みとして、様々な人権問題を解決するための活動を地域ぐるみで展開する目的で、自治会、社会教育関係団体、人権擁護委員、民生委員・児童委員、小・中・特別支援学校および公民館などにより結成された組織。名称は多くの組織で「〇〇校区人権尊重推進協議会」となっている。

ウ 生涯学習としての人権学習の推進

市民一人ひとりが幼少期から高齢期に至るまでの生涯にわたる自己実現を目指し、人権を確立するための方法と手法について学ぶ学習を推進すること。

エ 実践力の養成

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、日常的な人権感覚や、人権問題を解決するための実践力を養成すること。

オ 地域指導者の育成

人権文化の構築を目指すには、特に、日常生活の中での人権教育・啓発の取り組みが重要であり、PTAや地域で活動している団体の役員など、地域において重要な役割を担う指導者を育成すること。

カ 民間の企業や団体への働きかけ

マスメディア、企業、地域で活動している団体などに対しても、人権教育・啓発の自主的な取り組みが行われるよう積極的な働きかけを行うこと。

キ 推進体制の強化

人権教育・啓発の推進体制を強化し、全庁体制で各部局と連携を図りながら取り組むとともに、すべての行政施策に人権尊重の視点を取り入れていくこと。

<基本計画の各論>

福岡市が取り組むべき人権教育・啓発について、次の3つの視点から具体的な施策の方向性を示しています。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、すべての市民が、日常生活における様々な人権問題についての理解を深め、学校、家庭・地域及び職場などのあらゆる場面において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習を進めていくことが重要。

- (1) 就学前教育機関における人権教育
- (2) 学校における人権教育
- (3) 家庭・地域における人権教育・啓発
- (4) 企業における人権教育・啓発の推進

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を目指すためには、特に、市職員、教職員、社会教育関係者など、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちに対し、重点的な人権教育及び人権啓発が必要。

- (1) 市職員
- (2) 教職員
- (3) 社会教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) マスメディア関係者

3 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育及び人権啓発を総合的・体系的な視点からより効果的に推進していくためには、学習の場の提供や学習内容の充実などの諸施策を積極的に進めるとともに、人権啓発センターの機能充実を図っていくことが必要。

- (1) 学習の場の提供
- (2) 学習内容の充実
- (3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進
- (4) 人材の育成・活用
- (5) 教材の開発・整備
- (6) 総合的なネットワークづくり

II 人権教育・啓発事業を進めるにあたっての視点

1 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進

福岡市では、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向けて、全庁を挙げて様々な取り組みを推進しています。

人権問題については、「パートナーシップ宣誓制度」の導入など、性的マイノリティ支援事業の開始や、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定など、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現に向け、「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを進めています。

基本計画の重点課題に掲げているように、

- 同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野の人権問題の解決を「人権」という視点でとらえ直し、他の分野における人権問題とも関連づけることにより、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法
- 「法の下の平等」、「個人の尊重」など人権問題に共通する普遍的理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野の人権問題の解決につなげていく手法

を組み合わせ、総合的な視点に立った人権教育及び啓発を進めてきました。

しかしながら、平成 29（2017）年に実施した「福岡市人権問題に関する市民意識調査」では、人権が尊重されている社会だと思うと回答した市民が約 5 割となっており、これは前回調査（平成 24（2012）年度実施）に比べ 1 割弱減少し、平成 19（2007）年度及び平成 14（2002）年度と同程度となっています。この要因としては、社会の人権意識の高まりとともに、近年、「働く人の人権」、「災害に伴う人権」や「性的マイノリティの人権」など、様々な問題が毎日のように報道されており、このような問題が広く人権問題として認識されたこと等が考えられます。

このように、様々な問題が顕在化し、人権問題がますます複雑化、多様化する中、あらゆる人権問題の解決に向けて、偏見や差別といった視点だけではなく、人権問題に共通する普遍的理念を踏まえ、人権意識の高揚を図っていくことがより一層求められます。

2 新たな人権問題や、人権啓発への取り組みが弱い人権問題への対応

現在の社会には、様々な人権に関わる問題が存在し、社会情勢の変化に伴って、人権問題が複雑化、多様化してきていますが、それぞれの人権問題が相互に絡み合って生じる場合もあるほか、新たな人権問題として顕在化、生起する場合もあります。人権教育・啓発を効果的に進めるためには、様々な人権問題が存在していることに留意し、それぞれの人権問題に対する正しい知識の普及と効果的な広報や啓発活動を進める必要があります。

しかしながら、啓発活動において、参加者の関心が高い分野をテーマとして取り上げることが多くなると、時には特定の人権問題に偏ることもあります。

国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、多様性を認め合うには、複雑化、多様化する人権問題に幅広く触れ、知ることが大切です。一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、いきいきと活躍するまちを目指して、参加者のニーズも勘案しつつ、子どもから高齢者まで幅広い層に向か、こ

これまで取り上げる頻度が低かった分野や新たにクローズアップされてきた人権問題についても積極的に啓発を図っていくことが求められます。

従来から取り組んできた人権問題についても、従来のやり方にとらわれず、人権問題としての成り立ちを深掘りするなど、アプローチの手法を再検討し、参加者に新たな視点を提供することも重要です。

また、人権問題の複雑化、多様化、新たな人権問題の顕在化に対応するためにも、各人権問題の内容だけではなく、あらゆる人権問題に共通する「基本的人権の尊重」「人間の尊厳」などといった視点にも触れることが重要です。

3 人権啓発の中心である、区や校区など地域における啓発活動との連携

人権啓発、特に市民を対象とした研修会など、地域における草の根的な啓発活動の中心は、校区人尊協や公民館、PTA、区役所による取り組みであり、様々な研修会等が各地域で開催され、多くの市民が参加しています。

各分野における人権課題解決のための市民啓発を効果的に進めるには、各分野の所管課が事業を行う際、地域や区役所の担当と情報交換を密にしながら連携協力して進める必要があります。

そこで、各分野の所管課、区役所・公民館といった地域における啓発活動の担当、また市民局、教育委員会などが、それぞれの立場から、下記のような取り組みを行うことが重要です。

～地域における啓発活動との連携のために必要な取り組み～

＜各人権分野の担当＞

- ・区役所や公民館といった地域における啓発活動の担当や関係者への、協力依頼や情報提供などの積極的な働きかけ

＜区役所・公民館といった地域における啓発活動の担当や関係者＞

- ・講師情報に加え、様々な人権課題の情報収集に努める
- ・多様なテーマ設定での事業展開
- ・各分野の所管課の働きかけに対応した、講座や研修会の内容・構成の検討

＜市民局・教育委員会＞

- ・各分野の所管課と地域における啓発活動の担当、さらには関係機関や市民活動団体等を有機的につなげるような取り組み

4 人材・教材などの情報発信の強化

現在、人権啓発センターでは、研修講師についてホームページで情報提供しています。人権・同和教育課では、各区生涯学習推進課が所有する視聴覚教材の情報を共有し、一層の活用を図っています。

今後、このような講師情報・視聴覚教材情報・啓発イベント等の情報がより有効に活用され、教育・啓発事業の内容の充実や啓発機会の提供などに寄与する事ができるよう、市民、関係機関・団体および市職員に向けた、より積極的な情報発信を行う必要があります。

5 市職員への人権教育・啓発のさらなる推進

現在、日本社会では、少子高齢化や国際化、情報化、科学技術の進展、国内外における経済環境の悪化、価値観・ライフスタイルの多様化など社会情勢がめまぐるしく変化している中で、市民が抱える不安や悩みも、将来の漠然とした不安から、解決に急を要するものまで多種多様となっています。

このような状況の中、市民の行政に対する期待は、生命と安全を守るという基本的なものから、様々なニーズをふまえた、市民の立場に立った施策の展開まで拡がっており、同時に、職員に対しても、常に、全体の奉仕者であり、公正に職務を遂行し、法令を遵守し、市民の人権をおろそかにすることのない、信頼される存在であることを、強く求められています。

市職員、教職員は、「福岡市人権教育・啓発基本計画」において、人権の擁護に深い関わりをもつとして、「特定職業従事者」に位置付けております。また、平成22(2010)年3月に「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」(以下、指針)を策定し、全職員へ周知と理解の徹底を図っています。今後は、eラーニング等を活用しながら、さらなる周知促進を図ります。

「すべての人の人権が尊重される社会」の実現に向け、全職員が市民の人権を守るという行政の使命をあらためて肝に銘じ、社会をとりまく状況や、そこに生活する様々な人々の立場や考え方、背景などについて真剣に考え、人権尊重の視点に立った行政を推進することが必要です。

各職場や職員向けの研修において、指針の理念や基本姿勢(下記参照)を習得し、業務に活かすことができるような研修を展開するとともに、受講した職員はその内容を十分理解し、実践していくことが求められています。

人権尊重の視点に立った行政を進めるために必要な職員の基本姿勢

(「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」より)

- ◆職員一人ひとりが、市民の人権を守る使命があることを自覚し、人権尊重の視点に立った行政の担い手であるとの誇りを持つこと。
- ◆様々な立場の人を考慮し、相手の立場に立って考え、尊重する視点を持つこと。
- ◆市民の人権を意識しながら、公平・公正で透明性の高い取組みを進めること。
- ◆人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、それを通して様々な行政課題の解決につなげること。
- ◆すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・共働の視点を持って進めていくこと。
- ◆自らの業務について、人権尊重の視点が十分かどうかという観点で振り返り、必要に応じて工夫・改善すること。

III 実施計画総論

1 実施計画の趣旨・目的

本実施計画は、「実施計画（平成 28（2016）年度～平成 31（2019）年度）」の計画期間が完了することに伴い、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度の 4 年間において実施する人権教育・啓発の具体的施策のあり方について定めたものです。

なお、本実施計画は、「実施計画（平成 28 年度～平成 31 年度）」に基づき実施した取り組みの成果や課題等について、総合的な点検・検証を行い、その結果等を踏まえて策定しています。

今後の具体的施策の推進にあたっては、「V 様々な分野における人権問題」や「VII 実施計画（令和 2 年度～令和 5 年度）」に掲載している課題等を十分踏まえながら、「福岡市人権教育・啓発基本計画」の目標達成に向けた効果的な取り組みを目指します。

実施計画に基づく取り組みをより効果的に推進するため、各所管課において実施した人権教育・啓発の取り組みの成果と課題について、事業の所管課が年度ごとに自己評価を行い、その結果を次年度以降の取り組みに反映させることとします。

また、福岡市人権尊重推進本部において、懇話会等の意見を聞き、実施した取り組みの点検・検証を行います。

2 人権を取り巻く状況

（1）日本の状況

平成 30（2018）年に、「世界人権宣言」の採択から 70 年を迎えました。「世界人権宣言」は、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。法の下の平等、思想や表現の自由などの「市民的・政治的権利」や教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利などの「経済的・社会的・文化的権利」がうたわれています。

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、国際社会全体の持続可能な開発目標である SDGs²が採択され、ジェンダー平等の実現、貧困や不平等をなくすなど 17 の国際目標が設定されました。

日本では、「インターネットによる人権侵害」「働く人の人権」「性的マイノリティ³の人権」「災害に伴う人権」など様々な人権問題が顕在化しており、人権問題はより一層複雑化、多様化しています。

このような中、昨今、様々な人権問題の解決に向けた法令の整備が進んでいます。

平成 28（2016）年度には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ⁴解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。また、「障害者雇用促進法」が改正され、雇用

²SDGs

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。

³性的マイノリティ

「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性とは異なる性を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性をどう認識するか）を持つ人々の総称。

⁴ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

の分野における障がいを理由とする差別的取扱いが禁止され、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが事業主に義務付けられたほか、「児童福祉法」が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有することなど、子どもが権利の主体であることが明確化されました。

平成30（2018）年度には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置が講じられることとなりました。

令和元（2019）年度には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」などの改正により、職場におけるパワーハラスメントの具体的な内容や事業主がパワーハラスメント防止のための措置の内容を示した指針が定められるとともに、セクシュアルハラスメントなどの防止対策が強化されることとなりました。

また、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」が改正され、親権者等による子どもへの体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務などが規定されました。

（2）福岡市の状況

①福岡市の人権にかかわる基本の方針

平成24（2012）年に策定した「福岡市基本構想」では、目指すべき都市像の一つとして「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」を掲げ、「第9次福岡市基本計画」では、「一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら、いきいきと輝いている」ことを将来像の一つに掲げています。

また、年齢や性別、能力や背景にかかわらず、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡⁵」をまちづくりの目標像として掲げ、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」を目指しています。

さらに、平成29（2017）年に策定した「政策推進プラン」では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、全庁をあげて人権尊重の視点に立った行政を推進するとともに、人権啓発センターや市民センター、公民館、学校等において、あらゆる人権課題の解決を図るために、一層効果的な人権教育・啓発の推進を定めています。

また、これらの計画に基づき人権施策を推進することにより、SDGsの実現に取り組んでいきます。

②福岡市民の人権問題に関する意識

平成29（2017）年度に福岡市が実施した、「人権問題に関する市民意識調査」において、「人権が尊重されている社会と思うか」との問い合わせに対して、「尊重されていると思う」「どちらかといえば尊重されていると思う」を合わせた「肯定派」が、全体の51.2%となっており、半数の人が人権が尊重されていると感じています。この調査は5年毎に実施しており、前回調査と比較すると肯定派の割合が減少しています。今回の肯定派の割合は、平成19年度・14年度と同程度となっています。

「人権問題への関心があるか」との問い合わせに対して、「非常に関心がある」「多少関心がある」を合計した「関心派」が69.7%となっており、約7割の人が関心を持っている結果となっています。年代別に見ると、40代、50代が他の年代と比較して関心が高いことがわかりました。

⁵ユニバーサル都市・福岡

福岡市がまちづくりの目標像として掲げ、市政の柱の一つとして推進している、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」のこと。

「関心を寄せる人権問題」では、上位3つは、「働く人に関する問題（パワーハラスメントや長時間労働など）」「障がい者に関する問題」「インターネットによる人権侵害問題」となっており、今回の調査で新たに追加した「働く人に関する問題」への関心が高いことがわかりました。

また、今回の調査から新設した「尊重されていないと思う人権問題」では、上位3つは、「働く人の人権（パワーハラスメントや長時間労働など）」「インターネットによる人権侵害」「障がい者の人権」となっており、順位は異なるものの「関心を寄せる人権問題」の上位3つの選択肢と同じ内容となっています。尊重されていないと感じる人権問題であるからこそ、関心が集まっていると言えます。

③福岡市における人権課題と取り組みの状況

福岡市では、市民一人ひとりが人権感覚を身に付け、差別事象を差別として認識できるよう啓発や研修を行っていますが、市内において、同和問題や外国人に関する落書きや貼り紙が市内の公共施設や商業施設等で発見されるなど、依然として差別事象等が発生しています。

また、福岡市では、平成30（2018）年3月に「性的マイノリティに関する支援方針」を策定し、その支援策の1つとして、同年4月に、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税金の控除など）が生じるわけではありませんが、福岡市が、一方又は双方が性的マイノリティである2人のパートナーシップを尊重するものです。この他にも、弁護士によるLGBT⁶電話相談や性的マイノリティの方々が孤立せず悩みや情報を共有できるよう、交流事業を行っています。

平成31（2019）年1月には、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（福岡市障がい者差別解消条例）が施行されました。この条例は、障がいの有無に関わらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくることを目指すものであり、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供⁷」について定めています。福岡市は、市長の附属機関として、「福岡市障がい者差別解消推進会議」を設置しており、障がい者差別解消に向けて、様々な取り組みを進めています。

子どもの虐待については、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで切れ目のない取組みを社会全体で推進していますが、年々、相談件数は増加傾向にあります。

外国人の人権に関する取り組みとして、災害時の緊急情報や行政情報の発信、普段のコミュニケーションにおいても有効な「やさしい日本語」の活用推進を行っています。

学校においては、児童生徒が人権の意義や内容・重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができ、それが様々な場面や状況下において具体的な態度や行動に現れるための取り組みを進めています。

⁶ LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つとしても使われている言葉。

⁷ 合理的配慮の提供

障がいのある人などから、社会的障壁を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々の状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければならないこと。

3 実施計画（平成28年度～平成31年度）における成果・課題

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

（1）就学前教育機関における人権教育・啓発の推進

ア 家庭、地域、関係行政機関との交流・連携の強化 及び

イ 幼稚園教職員・保育所職員の資質の向上

就学前教育における人権教育については、保育所や幼稚園の職員に対する研修を実施するとともに、各種研修会への支援、地域の人材育成を行いました。

地域・家庭の教育力向上のため、地域で活躍する子育てリーダー等の養成を支援するなど、家庭の教育力の向上を図り、家庭・地域・各関係機関等と連携を図りました。

保育士の加配⁸については、すべての認可保育所⁹に対して制度の周知徹底を行うとともに、加配園¹⁰に事業の趣旨を適宜伝えました。加配された保育士が、対象児童やその家庭に対して十分に関わることにより、対象児童の健全な成長や発達に寄与するとともに、保護者や地域に対しても子育て支援に関する情報提供や啓発を行うことができました。今後とも、地域・家庭・小学校等との連携をこれまで以上に充実させていく必要があります。

幼稚園の教職員及び保育所の職員に対する研修については、魅力あるテーマにしたり、参加しやすいものとなるよう、内容の工夫・改善を行い、人権保育・人権教育の推進を図りました。

保育所職員研修については、公私立合同や地域型保育事業所と認可外保育施設合同で研修を行うことにより、よい交流の場となり資質向上が図られています。また、保育所等の設置数は年々増加しており、「福岡市人権保育指針」及び「『福岡市人権保育指針』についての留意点」を研修等で周知し、子ども一人ひとりの人格を尊重する人権保育の推進を図りました。

（2）学校における人権教育

ア 学習指導法の工夫・改善

学校教育においては、児童生徒が発達段階に応じて人権の意義や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、学習指導法の工夫・改善に努めました。

人権読本「ぬくもり」¹¹については、全ての小・中学校で活用しています。多様な人権課題に対応できるよう順次改訂を行うとともに、教育課程上の位置付けを明確にし、道徳の授業などで活用しやすい内容の題材と指導書にしました。今後は、授業の中心的な教材としてだけではなく補助教材として、また朝の会・帰りの会など様々な場面で幅広く活用します。

「いじめゼロプロジェクト」では、「いじめを生まない都市ふくおか」の実現のため、シンポジウムや実践報告等を通して、児童会・生徒会等を中心とした児童生徒のいじめ根絶に向けた取り組みを推進するとともに、市民全体にいじめ防止の機運を高める取り組みを行っています。今後も、継続して児童生徒が

⁸保育士の加配

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の配置基準（保育士配置の最低基準）に規定する職員のほかに保育士を配置すること。

⁹認可保育所

児童福祉法第35条第4項に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した保育所。

¹⁰加配園

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の配置基準（保育士配置の最低基準）に規定する職員のほか家庭支援実施事業のために必要な保育士を配置した園。

¹¹人権読本「ぬくもり」

児童生徒の人権意識の高揚を効果的に図るために、小中学生を対象として福岡市が独自に作成している人権教育に係る教材。

主体となつたいじめの未然防止の取り組みに力を入れていくとともに、学校だけの取り組みではなく、地域や家庭との連携を意識した取り組みを充実させる必要があります。

男女平等教育については、小中学生向けの副読本を配付するとともに、男女共同参画の必要性や将来のキャリア形成への意識を高めるため中学生向け出前セミナーを実施しました。また、教職員を対象に男女平等教育研修会を行いました。引き続き、児童生徒及び教職員への男女共同参画に対する意識啓発に取り組んでいく必要があります。

特別支援学校で学ぶ児童生徒と地域の小中学校で学ぶ児童生徒、その保護者、地域の人々との交流のため「ふくせき制度¹²」の取り組みを行いました。今後も交流を通じて障がいへの理解を促進するとともに、事業を定着させ、特別支援学校で学ぶ児童生徒を取り巻く人々の、障がいへの理解を深化させることが必要です。

イ 効果的な教職員研修の実施

教職員の研修については、参加体験型の演習、人権フィールドワーク研修、当事者の講話など、様々な研修手法を取り入れました。また、性的マイノリティの人権に関する研修内容の充実や、人権読本「ぬくもり」を活用した授業研究、差別事象の事例を研修に取り入れたりするなど、研修の充実を図りました。

平成 29（2017）年度には、教職員の知識理解と研修に関わる調査を行い、これまでの研修の効果及び問題点が明らかになったため、経験年数の短い教職員に対しては、人権教育の基礎的な知識理解を深める研修を集中的に行うなど研修の改善に努めました。

引き続き、研修内容の一層の充実・改善に努めるとともに、人権教育研究団体が実施する研修会への積極的な参加を促す必要があります。

ウ 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進については、ゲストティーチャー（GT）¹³及びネイティブスピーカー（NS）¹⁴との交流により、異文化の理解を深め、コミュニケーション能力を育てる上で一定の成果がありました。主な取り組みとしては、GT及びNSの効果的な活用について考察するため、研究授業や研修会を行いました。今後も、GT及びNSの活用をさらに充実させるとともに、教員の英語力や指導力を向上させるための研修を行う必要があります。

子ども日本語サポートプロジェクトでは、平成 30（2018）年度に中学校の拠点校4校を新設し、中学生に対する指導体制をさらに充実させました。また、日本語指導担当教員の研修等は年間8回実施し指導力を向上させる研修の充実を図りました。今後は、日本語指導を受けている児童生徒が在籍している通常学級の担任への研修の充実を図る必要があります。

¹²ふくせき制度

特別支援学校の児童生徒が地域社会での生活基盤を確立するため、居住地校での学習体験の機会を提供することを目的とし、特別支援学校小・中学部児童生徒が、居住地校における行事や学習交流等をスムーズに行えるよう居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置く制度。

¹³ゲストティーチャー（GT）

学習内容をより豊かにし子どもにとって魅力ある授業とするために、学習内容と関わりの深い人を学校に招いて、専門的な知識や技術を子どもたちに教える人。

¹⁴ネイティブスピーカー（NS）

児童生徒が生きた英語を学び、聞く、話す等の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うために配置する、英語を母国語とする外国人英語指導講師のこと。

(3) 家庭・地域における人権教育・啓発

ア 多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供

各区人権講座については、人権課題の多様化に伴い、災害に伴う人権や性的マイノリティの人権、DV・セクシュアルハラスメントなど、幅広いテーマ設定を行いました。その結果、幅広い分野の講師招聘が実現し、人尊協やPTAなど他の研修会の講師選定の際にも役立ちました。引き続き、人権問題を取り巻く状況に配慮し、様々な人権問題に関心を持つことができるテーマ設定を行います。

人権総合講座（ココロンセミナー）¹⁵の実施にあたっては、ホームページ・市政だよりへの掲載や広報チラシの配架・配布に加え、関心が高いと思われる関係機関・団体に直接働きかけるなど、周知を強化しました。また、若年層の関心を惹く講師・テーマを盛り込むとともに、参加しやすい会場を設定するなど、若年層の参加促進も図りました。今後とも、効果的・効率的な周知に努め、若年層を含めた多くの市民が、人権問題を自分自身の身近な問題として、関心を示し、参加しやすい学習機会を提供します。

公民館での人権問題学習講座については、講座手法をワークショップなどの参加型したことにより、参加者が意見交換を行うことで、日常生活における人権問題への気づきを促す内容とすることことができました。

DV相談・支援推進事業については、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、DV被害者の相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組みました。また、外国人へのDV相談窓口周知のため、9か国語による多言語リーフレットを新たに作成し配布しました。啓発については、DV被害者と接する機会の多い区役所職員や地域の民生委員・児童委員等を対象とした出前講座や市立高校生を対象としたデートDV防止教育講演会を開催しました。今後も継続して事業を実施するとともに、若年期からの教育における取り組みを強化する必要があります。

虐待防止等強化事業については、平成29（2017）年度から義務化された法定研修プログラムを策定・実施するなど、研修を通して、区保健福祉センター職員の児童虐待対応における専門性の強化を図りました。今後も継続して事業を行うとともに、関係機関との連携強化を図る必要があります。

イ 家庭や地域の教育力充実のための事業の推進

地域の教育力育成・支援事業については、地域の自主的・主体的な学習活動及びその成果を実践する活動等を行う地域グループに対し、助成金の交付や学習会へ訪問して運営方法等の助言を行うことで活動を支援しました。引き続き、学習会等への訪問を通じてグループの実態やニーズを把握するとともに、本事業を広く周知し新たな地域グループへの活用を図ります。

PTA人権教育研修については、PTA人権教育研修担当者へ、研修の必要性や事務手続きについてきめ細やかな説明を行いました。研修会の企画運営をPTA自身が主体的に担うことが定着し、ほぼ全てのPTAで研修が実施されました。引き続き、福岡市PTA協議会と連携しながら研修を実施する必要があります。

ウ 市民主体の取り組みの推進

各区で開催する人権を考えるつどいについては、身近な子どもの人権をテーマとし、若い保護者が抵抗なく参加できるよう映画上映を行うなど、各区において工夫を凝らした取り組みが行われています。今後も、時宜を得たテーマ設定を行うとともに、効果的な広報手段等を検討する必要があります。

人尊協については、未設立校区への組織設立に向けての働きかけを行うとともに、既存の人尊協に対しては、それぞれの活動状況に応じてきめ細かに指導・助言や情報提供を行うなど、活動のより一層の充実

¹⁵ 人権総合講座（ココロンセミナー）

市民に人権問題を身近な問題として捉えてもらうために、様々な人権分野の講師を招いて実施する連続講座。

を支援しました。人尊協によっては、活動の中心的役割を担う人材育成や事務局体制の充実などの課題があることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら、各人尊協の活動状況に応じた指導・助言等を行うとともに、全市交流会等を通じて情報共有や人的交流の活性化を図るなど、さらなる支援の充実が必要です。

市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」に合わせて、多くの校区において、校区自治組織における研修や講演会の実施など、積極的な取り組みが行われました。今後も、校区の男女共同参画推進活動の活性化を支援する必要があります。

(4) 企業における人権教育・啓発

ア 企業内での人権教育・啓発の推進 及び

イ 就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

人々を雇用する企業には、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現が求められます。本市では、市内の労働基準監督署・公共職業安定所、市・市教育委員会で構成する福岡市人権・同和問題研修推進会議（ハ者協）¹⁶において、企業研修を実施していますが、参加者は多く、研修アンケートの結果を見ても、参加者の約95%が「理解が深まった」と回答するなど、一定の啓発効果が認められます。

また、市の「公の施設」の管理・運営にあたる指定管理者は、市職員と同様、豊かな人権感覚が求められることから、その従業員に対する人権研修は重要です。平成29（2017）年度に、人権啓発センターが実施したアンケートによれば、回答施設のうち、「自社で人権研修を実施した」は88%、「社外の人権研修に参加させた」は7%と、合計で95%の施設で、人権研修を実施、もしくは人権研修に従業員を参加させています。人権啓発センターでも、施設主管課と連携し各指定管理者に働きかけ、センターでの集合研修や各指定管理者への派遣研修を実施しており、実施回数・参加者数ともに増加しています。

今後とも、企業や指定管理者での人権啓発の推進にあたっては、集合研修や派遣研修の周知・充実はもとより、研修手法・教材の相談に応じるなど、積極的な支援を実施します。

併せて、福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）¹⁷が実施する企業研修に対しても、講師派遣や教材制作など必要な支援を行います。

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

(1) 市職員

市職員については、平成22（2010）年3月に策定した「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」に基づき、特定職業従事者として、職員一人ひとりが、常に市民の人権を意識して業務に取り組むよう、人権研修を行っています。

階層別職員研修においては、あらゆる人権問題を取り上げ、特定職業従事者として、人権尊重の視点に立った行政の推進の必要性を再認識する機会としています。

毎年度、全職場において実施している人権に関する職場研修については、平成29（2017）年度から、実施責任者である各所属長に対しeラーニングによる事前研修を実施し、内容の充実を図っています。職

¹⁶福岡市人権・同和問題企業研修推進会議（ハ者協）

福岡市内に所在地を有する企業の人権・同和問題解決への取り組みの推進を図ることを目的に、公共職業安定所、労働基準監督署、福岡市、福岡市教育委員会で構成。

¹⁷福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）

同和問題の解決を図るために、企業の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して同和問題の正しい理解と認識を深め、同和地区住民の就職の機会均等を図ることを目的とした協議会で、福岡市内の450社を超える企業で構成されている。

員一人ひとりが主体的に人権問題と向き合うことができるよう、具体的で身近な事例を提示することにより、職員同士の対話がより活発になるよう工夫しました。また、平成30（2018）年には、今後のことの効果的な研修・啓発のあり方等について検討するための基礎資料とする目的として、人権研修に関するアンケートを実施しました。職場研修が、日々のあらゆる業務において人権感覚が必要であることの認識を深める場となるよう、引き続き、具体的な言動につながる実践的、効果的な研修を行う必要があります。

（2）教職員

1-(2)-イ（12ページ）と同様

（3）社会教育関係者¹⁸

各区における公民館職員の人権研修においては、人権問題について幅広い視野を持つことができるよう、様々なテーマで研修を行いました。公民館運営懇話会委員の人権研修については、人権教育・啓発の推進における公民館の役割や、公民館での人権講座の重要性について認識を深める機会となっています。

また、社会教育主事等への人権教育研修については、様々な人権課題の学習を通して、各区の取り組みの課題や問題認識の情報共有を図るとともに、研修内容を業務にどう生かしていくかについてグループ討議を行い、それぞれの力量を高め合う場となりました。

今後とも、研修テーマを工夫し、自発性を引き出す内容にする必要があるとともに、研修で身につけた事を地域の実践に活かしていく取り組みが必要です。

（4）福祉関係者

介護保険サービス事業者研修においては、市内介護保険事業所（施設）職員を対象に行いました。より多くの職員が研修を受講できるよう開催方法を工夫し、また、職場で活かせるよう事例検討やグループワークを行いました。

民生委員・児童委員研修においては、特に関わりの深い子ども、障がい者、高齢者をテーマに研修を行いました。地域における様々なケースに対応するため、事例等を話し合い情報共有に努めました。

（5）保健・医療関係者

精神保健福祉従事者¹⁹への研修については、関係機関と連携し、広範囲にわたる研修や出前講座を行いました。依存症対策、ひきこもり対策、自殺対策、精神障がい、発達障がいなど関わりのある支援者が多分野に広がっており、効果的な研修機会の提供が課題です。児童虐待防止医療ネットワーク事業については、医療機関や関係機関相互の連携を強化するため、拠点病院及び福岡市で行う連絡会議を開催し、児童虐待に関する事例についての検討を行いました。今後も、構成機関・団体との連携強化及び医療機関の対応力強化を図っていく必要があります。

¹⁸社会教育関係者

この計画では、社会教育主事、公民館職員、公民館運営懇話会委員等を指す。社会教育主事は、公民館およびPTAなどの社会教育関係団体に対して、専門的技術的な助言・指導にあたっている職員。公民館運営懇話会は、公民館の運営や事業に住民の意思を十分反映させるため、各公民館に設置しており、各種地域団体の代表者や小・中学校の教育機関等で構成される。

¹⁹精神保健福祉従事者

医療機関、相談支援機関、社会復帰事業所、行政などで精神障がい者の支援に関わっている者。

(6) マスメディア関係者

マスメディア関係者に対しては、市内の関係行政機関と連携し人権問題に関する研修等を実施するとともに、企業等が行う研修会に講師を派遣するなど、人権教育・啓発に努めました。引き続き、関係団体等と連携しながら、市内により多くのマスメディア関係者に人権教育・啓発の取り組みに関する情報提供を行います。

3 人権教育・啓発の効果的な推進

(1) 学習の場の提供

人権のまちづくり館²⁰においては、各館ごとの地域状況を踏まえ、人尊協や公民館、学校等と連携し、人権啓発事業を実施しました。また、落語や劇を交えた講話を取り入れるなど、啓発手法についても工夫を行い、幅広い層に学習の場を提供しました。引き続き、参加者の固定化などの課題に対して、より効果的な手法の検討が必要です。

人権啓発センターでは、人権尊重週間に向けて、生徒・学生を含む広く市民から募集した人権尊重作品の入選作品をデジタル化し、人権パネル（ポスター・標語・作文）として展示するとともに、人権に関する図書やDVDなどを配架し、市民の閲覧・貸出に供しているほか、研修の講師・教材に関して情報提供しています。また、若年層にも親しみやすい啓発素材として人権マンガを配架したほか、施設面でも研修室や交流室の入口を自動ドアに改良し、バリアフリー化を図るとともに、閲覧スペースにキッズコーナーを設け、親子でも利用しやすい環境としています。今後とも「学習の場」として、周知と環境向上に努め、なお一層の利用促進を図ります。

(2) 学習内容の充実

ア 学習内容の充実

人権啓発センターでは、人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」²¹や人権尊重週間関連行事を核として、人権総合講座（ココロンセミナー）・人権映画会（ココロン映画会）・大学との共働事業（ココロンキャンパス）など、幅広い層の市民が人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚が身につけられるように、毎年度、事業手法を工夫・改善しながら事業を実施しています。

イ 幼児期における保育内容の充実

1-(1)-ア（11ページ）と同様

ウ 学校における学習内容の充実

1-(2)-ア（11ページ）と同様

エ 企業における学習内容の充実

1-(4)-ア（14ページ）と同様

²⁰人権のまちづくり館

歴史的または社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の生活の改善及び向上を図るとともに、差別のない、人が人として尊重される社会の実現に寄与することを目的とした福岡市の施設。

²¹人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」

市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚が身につけられるよう、また、関係機関・団体の交流、連携を図り相互理解が深められるよう、講演やステージイベント、人権に関する団体の交流ブース出展や物販等を行う「市民・行政共働型」フェスティバル。

(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進

平成 29（2017）年度「人権問題に関する市民意識調査」では、「人権問題の理解を深めるのに役立つと思われるもの」として、テレビ・ラジオの活用が、第1位（49.7%）に挙げられています。人権啓発センターでは、毎年7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」や毎年12月の「人権尊重週間」に際しては、福岡県や北九州市と連携の上、テレビCMを放送し、街頭ビジョンなどでも放映しています。このほか、市独自でも、ラジオ番組「こころのオルゴール」を制作の上、毎年12月から数週間放送するとともに、CD化した啓発素材を市民の貸出に供するほか、人権学習の教材として、市内の小中高校に配布しています。

広報紙による啓発・情報提供については、市政だよりにコラム「人権スケッチ」を定期的に掲載し、年に1回タブロイド版「考え方 みんなの人権」を市政だよりと一緒に配布しています。

なお、啓発にあたっては、人権尊重週間に向けて広く市民から募集した人権尊重作品も活用しています。作文を「こころのオルゴール」の放送シナリオに採用したり、ポスターや標語などの作品を市政だよりに掲載するなど、身近な啓発素材として、積極的かつ効果的に活用を図っています。

人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」については、従来、市役所西側広場で実施していましたが、開催経費の高騰により内容充実が難しく、また、近年、雨天や台風など天候リスクも高まっていることから、平成30年度からは屋内で開催可能な会場へ変更し、天候を心配することなく、会場設営経費の節減により内容の充実を図りながら実施しています。

また、前述した「市民意識調査」では、若年層の人権啓発事業への参加が少ないという結果が出ています。このため、「大学生等の学生層」向けには、大学等と連携した講演会「ココロンキャンパス」を創設するとともに、「就労層」向けには、退社時間帯後に「ココロン映画会」や土曜日に「人権を尊重する市民の集い」を開催するほか、「子育て等で家庭にいる層」向けには、親子でも参加しやすいように、市立中央児童会館で託児付き「ココロンセミナー」の実施や、「人権を尊重する市民の集い」で子どもミュージカルを上演するなど、開催日時・場所や啓発手法を工夫しながら、若年層に対する人権啓発を推進しています。

今後とも、幅広い層の市民が人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚が身につけられるように、毎年度、啓発手法を工夫・改善しながら事業を実施します。

世界自閉症啓発デーにおける啓発事業については、より多くの方に自閉症や発達障がいについて知つもらうため、啓発イベントの各報道機関への事前周知や、啓発イベントの開催場所を通行量の多い駅前広場に変更したことにより、より多くの方へ啓発を行うことができました。また、イメージカラー「ブルー」の周知のため、毎年福岡タワーのライトアップを行いました。

エイズキャンペーンにおいては、HIV感染症・エイズについて正しい理解を深めることを目的に、各区において、高校生や大学生への啓発グッズの配布や街頭キャンペーンを行いました。今後とも、あらゆる機会を通して、多くの人がHIV感染症・エイズに対して関心と正しい知識が持てるような啓発活動を展開する必要があります。

(4) 人材の育成・活用

各区PTA委員に対する研修については、基礎的な知識習得の場として定着し、人権教育に対する理解や知識を深める良い機会となっているため、学校などと連携しながら、対象者の状況を踏まえた分かりやすい研修を実施しました。今後も効果的な研修を実施するとともに、PTA委員は毎年交代するため、各区PTA連合会の円滑な運営ができるよう継続して支援します。また、PTA研修は子育てに関することが中心になりがちであるため、様々な人権問題の研修も取り入れる必要があります。

人材情報については、本市関係部局が招聘した講師を人権啓発センターが集約の上、ホームページに掲載するとともに、市民・地域・企業などからの研修相談においても、研修教材とともに情報提供しています。研修相談の件数は増加し一定の成果を上げており、今後とも情報発信に努め、なお一層の活用促進を図ります。

(5) 教材の開発・整備

人権教育教材等については、多様化する人権問題への理解を深め、効果的な研修を行うことができるDVD教材を整備し、学校・公民館・人尊協等の各種人権研修で積極的に活用しました。

引き続き、各局・区が保有する教材の一層の活用促進を図ります。

(6) 総合的なネットワークづくり

庁内における総合的な取り組みについては、福岡市人権尊重推進本部のもと全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政の推進を行っています。平成29年度から全ての課長級職員を人権啓発推進者に位置付け、毎年度、人権啓発推進者全員が研修を受講し、課単位での人権尊重の視点に立った行政の推進の徹底を図っています。また、職員の特定職業従事者としての意識向上を目的とし、人権に関する様々な情報を庁内に向けて発信する「人権通信」を発行しています。

行政と市民のネットワークづくりについては、福岡人権擁護委員協議会への支援・協力や、福岡市要保護児童支援地域協議会の定期的な開催を行いました。

また、人権啓発センターにおいては、利用登録団体の交流を促進する場として交流会を実施しており、参加者からの要望を踏まえ、団体相互の情報交換の場を設定するなど、開催日時やテーマ、実施手法などを工夫しながら参加促進を図っています。

IV 福岡市の人権教育・啓発事業

福岡市の人権教育・啓発事業（令和2（2020）年度現在）を、事業の対象ごとの体系にまとめたものです。

<対象：市民>

区分	事業名	所管課
地域 (校区)	公民館主催事業「人権問題学習講座」	市) 公民館支援課
	男女共同参画地域づくり事業	市) 男女共同参画課
	人権のまちづくり館の人権啓発事業	市) 地域施策課
	人権のまちづくり館における地域交流の促進	
	全区自治協議会会長等研修	各区地域支援課, 生涯学習推進課
	全区人権啓発地域推進組織（人尊協）活動交流会	各区生涯学習推進課
	各区人権尊重推進協議会先進地派遣研修	生涯学習推進課（東・中）
	人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援	教) 人権・同和教育課
	人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会	
	地域の教育力育成・支援事業	
区	PTA 人権教育研修	教) 生涯学習課
	家庭教育支援事業	
	全区男女共同参画推進事業（連絡会議）	各区企画振興課, 地域支援課
	全区人権尊重啓発連絡会議	各区生涯学習推進課
	全区人権講座	
	全区人権を考えるつどい	
	全区 PTA 人権教育担当者連絡会	
	全区 PTA 連合会の育成・支援	
	各区日本語教室	生涯学習推進課（東・中・城・早・西）
	各区人権教育推進交流会	生涯学習推進課（東・博・城・西）
	全区エイズキャンペーン	各区健康課
	東区男女共同参画社会づくり講座	東) 生涯学習推進課
	博多区人権啓発広報セミナー	博) 生涯学習推進課
	広報紙づくり講座（中央区人尊協・PTA 広報紙づくりセミナー）	中) 生涯学習推進課
	中央区人権啓発連絡会議委員研修会	
城南区	城南区ヒューマンライツシアター	城) 生涯学習推進課
	城南区地域広報紙実践講座	
	西区不登校サポート事業	西) 生涯学習推進課

区分	事業名	所管課
全市	外国人への日本語習得支援	総) 国際政策課
	本人通知制度の市民への周知	市) 区政課
	講座・講演会の開催（男女共同参画推進センター）	市) 事業推進課
	市民グループ活動支援事業	
	福岡市男女共同参画推進センターの管理・運営	
	広報・啓発（男女共同参画推進センター）	
	図書事業（男女共同参画推進センター）	
	福岡人権擁護委員協議会への支援・協力	市) 人権推進課
	北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事	
	性的マイノリティ支援事業	
	人権啓発センターの管理・運営	市) 人権啓発センター
	福岡市人権尊重週間行事	
	マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット）	
	人権総合講座（ココロンセミナー）の開催	
	人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送	
	人権啓発センターだよりの発行	
	人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）	
	人権映画会（ココロン映画会）の開催	
	若者との共働事業	
	利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換）	
	人権啓発相談事業	
	人権啓発情報システムの管理、運営	
	図書、ビデオ等の収集・閲覧・貸出	
	教材、資料等の研究・開発	
	講師紹介事業	
	世界自閉症啓発デー	こ) こども発達支援課
	DV相談・支援推進事業	こ) こども家庭課
	福岡市要保護児童支援地域協議会	
	子ども虐待防止活動推進委員会	
	こころの健康づくり大会	保) 保健予防課
	エイズ対策等事業（普及啓発活動）	
	心の輪を広げる障がい者理解促進事業	保) 障がい者支援課
	障がい者週間記念事業	
	精神保健福祉センターによる講演会等の開催	保) 精神保健福祉センター

<対象：保育所・学校・企業>

区分	事業名	所管課
保育所・学校	小中学生向け男女平等教育副読本の作成	市) 男女共同参画課
	中学生向け出前セミナー	
	福岡市家庭支援推進保育事業	二) 運営支援課
	人権保育研究・研修事業	二) 指導監査課
	子ども虐待防止活動推進委員会	二) こども家庭課
	児童養護施設、里親等で生活する子ども達へ小冊子の配布	二) こども支援課
	ふれあい学び舎事業	教) 学校指導課
	人権読本「ぬくもり」の活用促進	
	子ども日本語サポートプロジェクト	
	国際理解教育の推進	
	学校ネットパトロール事業	教) 生徒指導課
	進路指導事業	
	いじめゼロプロジェクト	
	いじめ・不登校対策	教) 生徒指導課・教育相談課
	ふくせき制度	教) 発達教育センター
企業	女性活躍推進事業	市) 女性活躍推進課
	指定管理者人権研修	市) 人権啓発センター
	企業事業主研修	
	公正採用選考人権啓発推進員研修	
	企業合同研修	
	企業への研修講師派遣等	
	福岡市企業同和問題推進協議会との連携	
	特別支援学校卒業生の就労促進	教) 発達教育センター

<対象：特定職業従事者>

区分	事業名	所管課
特定職業従事者	集合研修	総) 研修企画課
	市民課職員への研修	市) 区政課
	校区担当職員研修	市) コミュニティ推進課
	「人権」に関する職場研修推進月間	市) 人権推進課
	人権啓発推進者研修	
	福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修）	
	庁内における総合的な取り組み	
	虐待防止等強化事業	こ) こども家庭課
	人権尊重の視点に立った行政の推進のための区職員研修	城) 生涯学習推進課
	消防局初任教育	消) 教育課
	交通局新規採用職員研修	交) 総務課
	教育委員会職員人権教育研修	教) 職員課
教職員	面接試験員研修会	人) 任用課
	体罰によらない教育の推進	教) 生徒指導課
	校内人権教育研修	教) 研修・研究課
	教育委員会主催人権教育研修	
社会教育関係者	全市人権教育研修	
	新任公民館職員研修	市) 公民館支援課
	全区公民館職員人権教育研修	各区地域支援課, 生涯学習推進課
	全区公民館運営懇話会委員研修	
福祉関係者	社会教育主事等研修	教) 生涯学習課
	保育所職員研修事業	こ) 指導監査課
	介護保険サービス事業者研修 (福岡市介護保険事業者研修事業)	保) 事業者指導課
	福岡市民生委員児童委員協議会における研修等	保) 地域福祉課
保健・医療関係	HIV 感染者等の医療確保に関する人権啓発	保) 保健予防課
	精神保健福祉従事者研修事業等	保) 精神保健福祉センター
	保健師人権・同和研修	保) 健康増進課
	福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業	こ) こども家庭課
マスティア関係	人権教育・啓発関係情報の提供	市) 人権啓発センター

V 様々な分野における人権問題

- 1 同和問題
- 2 女性に関する人権問題
- 3 子どもに関する人権問題
- 4 高齢者に関する人権問題
- 5 障がい者に関する人権問題
- 6 外国人に関する人権問題
- 7 H.I.V感染者等に関する人権問題
- 8 様々な人権問題
 - (1) ホームレス
 - (2) インターネットによる人権侵害
 - (3) 犯罪被害者等
 - (4) 刑を終えて出所した人等
 - (5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族
 - (6) 性的マイノリティ
 - (7) 災害に伴う人権
 - (8) 働く人の人権
 - (9) その他の人権問題

1 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

国においては、平成 28（2016）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるという認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育及び啓発に努めることが定められるとともに、国においては部落差別の実態に係る調査を実施することが定められています。また、福岡県においては、平成 31（2019）年 3 月に既存の条例が改正され、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

福岡市においては、同和問題を早急に解決するため、同和行政を積極的に推進してきましたが、特別対策事業は平成 24（2012）年 3 月末に終了しました。以降は、一般施策により同和問題の解決に向けて取り組んでおり、教育・啓発事業等を推進しています。

1 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成 29（2017）年度）

- 同和問題に関して「差別についてどう思うか」との質問で、「結婚の面」「社会における偏見意識」について、それぞれ約4割の人が差別があると思うと回答しています。また、「インターネットへの書き込みなど」については、前回調査と比較して、差別があると思うと回答した人が増加しています。
- 同和地区出身者との結婚について相談を受けた場合の対応では、反対すると回答した人は殆どいませんが（0.8%）、同和地区出身者に対して差別的言動を示した場合の対応では、約1割の人が同和問題にかかわらない方がいいと言う、約2割の人が何も言わないそのままにしておくと回答しています。

2 差別事象等の発生（平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度）

福岡市においては、平成 23（2011）年度から平成 24（2012）年度にかけて、59 か所の同和問題に関する落書きが発生しました。また、平成 28（2016）年度以降も、次のような同和問題に関する差別事象等が発生しています。

• 落書き等

平成 28（2016）年度：4 件（福岡市内駅ビル等）

平成 29（2017）年度：1 件（福岡市内駅ビル）

平成 30（2018）年度：1 件（福岡市施設）

• 差別的な発言

平成 29（2017）年度：1 件（市に対する電話の中での発言）

令和元（2019）年度：2 件（市、市立学校に対する電話の中での発言）

• 同和地区の問い合わせ

平成 29（2017）年度：2 件

現 状	<ul style="list-style-type: none"> インターネットにおける書き込み等 インターネットへの書き込みなどは、その内容が差別を助長するものや不正確なものであっても急速に拡散し、また、誰もが差別に加担する可能性があります。 平成28年には同和地区の名称、所在地等の情報が記載された書籍の復刻版の発行を企図し、またインターネット上に掲載する事件が発生しています。
取り組み (H28 S.R1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 同和問題の解決に向けた教育・啓発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 差別事象を題材とした研修の実施 市民意識調査の結果を踏まえた研修の実施 人権読本「ぬくもり」第3版の整備及び全ての小中学校における活用 2 人権のまちづくり館等を中心とした地域交流事業等の推進 <ul style="list-style-type: none"> サークル支援事業、交流会、地域の歴史講座、観劇会 等 3 様々な分野における研修や啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市全体：人権尊重週間行事、ハートフルフェスタ福岡、ココロンセミナー、ラジオ番組「こころのオルゴール」、テレビCM 等 各区：人権を考えるつどい、人権講座 等 地域：人権啓発地域推進組織（人尊協）、公民館主催事業、PTA人権教育研修、人権のまちづくり館人権啓発事業等 学校：人権フィールドワーク研修など差別の実態に学ぶ研修、人権読本「ぬくもり」の活用に関する研修 等 保育園：人権保育研究・研修事業、保育所職員研修事業 等 企業：福岡市人権・同和問題企業研修推進会議（八者協）主催研修、福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）主催研修 等 4 特定職業従事者への研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市職員：新規採用職員研修、管理職研修、全職員職場研修 等 教職員：経験年数研修、管理職研修、人権教育担当者研修、課題研修 等 社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者：新任公民館職員研修、保育所職員研修、保健師人権・同和研修 等 5 戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度の周知・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 制度の登録方法等の周知チラシの作成・配布、広報誌・啓発物等による周知 <p>※ 戸籍謄本等の不正取得事件（福岡市に関する不正取得事件：4事件 255件） 平成23（2011）年度に、全国で、司法書士や行政書士などの資格を悪用した、大量の戸籍謄本や住民票の写しの不正取得が発覚しました（いわゆるプライム事件）。不正取得された戸籍謄本等は売買され、個人情報が流出し、その多くが身元調査等のために使用されました。事件発生を受けて、福岡市では平成27（2015）年9月に戸籍謄本等の「事前登録型本人通知制度」を導入しました。</p> 6 「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知 <ul style="list-style-type: none"> 法律の施行に関する周知チラシの配布、広報誌・啓発物等による周知

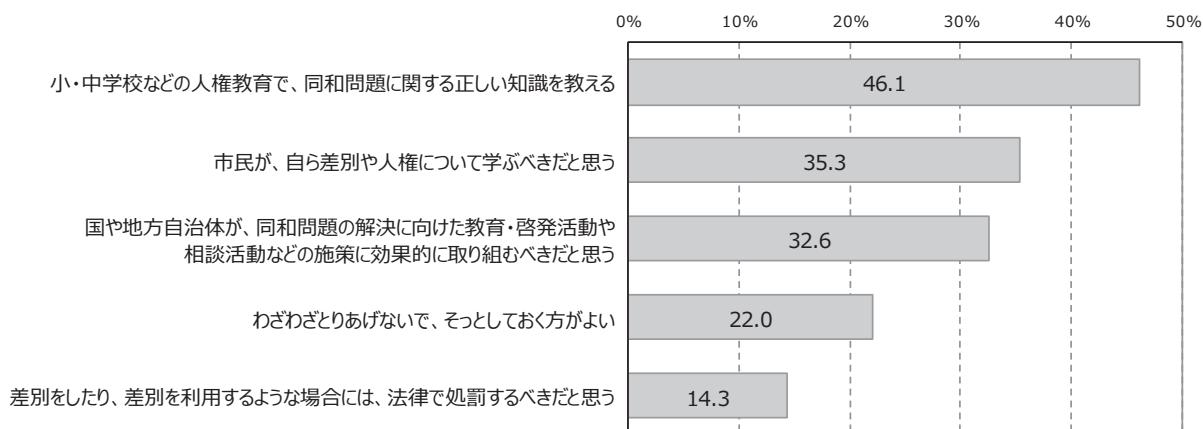
課題 R2S2R5	<p>1 差別意識・忌避意識の存在（平成 29（2017）年度市民意識調査の結果より）</p> <ul style="list-style-type: none"> 同和問題に関して、差別はあると思うと回答した人は、殆どの項目で減少傾向にあるものの、「インターネットへの書き込みなど」は前回調査と比較して増加していることや、一部の人に同和問題に対する忌避意識が窺えることから、今後も教育・啓発が必要です。 <p>2 差別事象等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 未だに差別事象等が発生しています。差別落書きやインターネットにおける差別書き込み、特定の地域を同和地区であると指摘する行為は、差別の助長と拡散につながる恐れがあります。 学校においては、児童生徒が、同和問題に関する差別性のある言葉を使ってしまう事象が発生しています。 <p>3 特定職業従事者の同和問題の理解と認識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員・教職員等の同和問題を含めた人権問題の理解、人権意識の向上 <p>4 戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度への登録促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の周知広報の推進
施策の方向 (R2S2R5)	<p>1 差別意識・忌避意識の解消（市民への教育・啓発の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 同和問題に関する正しい認識を持つ市民を増やす取り組みを推進する必要があります。（市、区、地域、保育園、学校、企業 等） 人権のまちづくり館等を中心とした地域交流事業等を推進する必要があり、実施にあたっては、地域ごとの実情を考慮するとともに、地域での継続的な自主的活動につながるよう支援していきます。 「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知広報を行うとともに、本法律と同様の趣旨である本計画に基づき、教育・啓発を行います。 <p>2 差別事象に対する取り組み（市民への教育・啓発の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが日常的な人権感覚を身につけ、差別を許さない雰囲気を醸成することが必要です。 差別事象を差別と認識し、正しい対応ができる市民を増やす取り組みを推進します。（差別事象を他人ごとととらえず、自ら行動できる市民） 差別事象が二度と発生しないよう、研修や啓発などの取り組みを継続して行います。 学校教育においては、同和問題について正しく認識し、自ら差別をなくすと主体的に行動していくような児童生徒が育つことをめざして、部落問題学習を進めていきます。また、人権に関わる事象に対しては、事象の問題点や背景を明らかにし、教育上の課題として捉え、問題解決に向けて取り組みます。

施策の方向 (R2S5)

- 3 特定職業従事者の同和問題の理解と認識の向上
- 市職員、教職員については、eラーニングを活用し、より効率的・効果的な研修を実施し、同和問題を含めた人権問題に関する知識の深化に努めます。
 - その他の特定職業従事者についても、引き続き、研修やあらゆる場での啓発を通じて、同和問題の理解と認識の向上に努めます。
 - 同和問題に関する理解と認識を深め、問題解決のための具体的な行動につなげができる研修を実施します。
- 4 戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度の登録者を増やす取り組みの推進
- 広報誌・啓発物等による周知を行い、引き続き、制度の周知広報を推進します。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. 同和問題解決への望ましい方向性



2 女性に関する人権問題

福岡市は、平成16（2004）年に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行、また、同条例に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画を推進する様々な取り組みを進めてきました。

男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」との固定概念を持たない市民の割合）は増加傾向にありますが、女性への暴力や性犯罪の根絶、政策・方針決定過程への女性の参画促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進、働く場における女性活躍促進等、課題は多く残されています。

国においては、平成28（2016）年4月に、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が施行されました。令和元（2019）年5月には同法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保等が定められ、女性の職業生活における活躍を推進しています。また、あわせて「男女雇用機会均等法」等が改正され、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されました。

○ 福岡市男女共同参画社会に関する意識調査（平成30（2018）年度）

現状

① 「社会全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思いますか」との問に、「平等」と回答したのは13.0%で前回調査から減少していますが、「男性が優遇されている」（「どちらかといえば男性が優遇されている」を含む）と回答した人についても前回調査から減少しています。一方で「わからない」が増加していることから、男性優位という認識が低くなりつつも、平等になっているとも感じられていない状況がうかがえます。

② 「女性が職業を持つ」ことに対する考え方について、「ずっと職業を持っている方がよい」と回答した人の割合（41.2%）は、前回調査から増加しており、「子どもができるたら職業を中断し、子どもに手がかかるとなって再び持つ方がよい」と回答した人の割合（43.1%）は前回調査から減少しています。

女性の就労継続に対する意識の変化がうかがえます。

③ 「恋人、配偶者、パートナーから暴力を受けた経験」の問い合わせについて、身体的暴力、精神的暴力、性暴力などのうち「受けた経験がある」の割合が多いのは精神的暴力で、「あなたを大声で怒鳴る」は32.6%、「あなたが話しかけても長い間無視する」は27.3%の人が経験していました。

一方で、配偶者等からの暴力を受けた際に実際に取った行動としては、「がまんした」人が47.6%と最も多く、さらに、相談できる窓口を「知らない」と答えた人は20.6%であり、未だ支援につながっていない被害者も多く存在することが分かります。

現 状	【参考】福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の数値目標の状況								
	① 社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合（H25：市男女共同参画社会に関する意識調査, H30：市政に関する意識調査）								
	H25（初期値）	H30（現状値）	R2（目標）						
	14.3%	13.0%	30%						
	② 男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定観念をもたない市民の割合）（市基本計画の成果指標に関する意識調査）								
	H26（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）						
	女性	66.0%	76.5%						
	男性	60.9%	68.2%						
③ 企業における女性管理職比率（H26：市女性労働実態調査, R1：市女性活躍推進に関する事業所等実態調査）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26（初期値）</th><th>R1（現状値）</th><th>R2（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.0%</td><td>11.3%</td><td>12%</td></tr> </tbody> </table>			H26（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）	10.0%	11.3%	12%	
H26（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）							
10.0%	11.3%	12%							
④ 福岡市役所における女性管理職比率									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H27（初期値）</th><th>R1（現状値）</th><th>R2（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.0%</td><td>14.3%</td><td>15%程度</td></tr> </tbody> </table>			H27（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）	11.0%	14.3%	15%程度	
H27（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）							
11.0%	14.3%	15%程度							
⑤ 福岡市の審議会等委員への女性の参画率									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H27（初期値）</th><th>R1（現状値）</th><th>R2（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.7%</td><td>35.4%</td><td>40%</td></tr> </tbody> </table>			H27（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）	33.7%	35.4%	40%	
H27（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）							
33.7%	35.4%	40%							
⑥ 女性委員のいない審議会等の数（女性委員のいない審議会等の解消）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H27（初期値）</th><th>R1（現状値）</th><th>R2（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>			H27（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）	2	0	0	
H27（初期値）	R1（現状値）	R2（目標）							
2	0	0							

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく施策の実施

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次：平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）」を策定し、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発や男女平等教育の推進などさまざまな施策に取り組んできました。

1 男女平等教育の推進

- ・ 小・中学校における男女平等教育や教職員を対象とした研修の実施
- ・ 男女共同参画について学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした中学生向けの出前セミナーを実施

2 配偶者等からの暴力や性犯罪の防止及び被害者の保護

- ・ 広報・啓発を進めるとともに、相談窓口を周知
- ・ 配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関の連携により、相談対応から自立までの切れ目のない支援を実施

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・ 社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の実施
- ・ 男性の家庭生活や地域活動への積極的な参加を啓発
- ・ 保育所等の整備促進、介護離職防止のための相談対応

4 働く場での女性活躍の推進

- ・ 多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援
- ・ 一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進
- ・ 女性の創業支援のさらなる充実及びハローワークと連携した就業支援等の推進

5 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・ 庁内推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会において、審議会等委員への女性の参画促進
- ・ 市職員について、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取り組みの推進

6 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

- ・ 女性リーダーの人材育成、地域等の自主的な男女共同参画推進の取り組み支援
- ・ 福岡市男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク）、男女共同参画推進サポーター派遣、男女共同参画協議会の活動支援など、地域と共に働くによる取り組みの推進

課題	1 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感
	<ul style="list-style-type: none">市政に関する意識調査（平成30（2018）年度実施）の結果によると、女性の方が男性よりも平等感が低くなっています。年代別でも差が見られます。
	2 配偶者等からの暴力や性犯罪の防止、困難を抱えた女性等への支援
	<ul style="list-style-type: none">配偶者等から暴力を受けてもがまんする人や相談できる窓口を知らない人がおり、配偶者等からの暴力を受けていても支援につながらっていない被害者が存在します。セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど、職場等においてさまざまなハラスメントが発生しています。女性は妊娠・出産等により仕事を辞めざるを得ない場合もあることから、正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。福岡市における人口千人当たりの性犯罪の認知件数は政令指定都市中ワースト上位で推移しています。
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	<ul style="list-style-type: none">市政に関する意識調査（平成30（2018）年度実施）の結果によると、男女ともに仕事から家庭へ優先する生活状況に変わりつつあるものの、仕事や家庭生活などの複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女ともに高いのに対し、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高くなっているなど、仕事と家庭生活との両立が困難な状況がうかがえます。
	4 働く場における女性の活躍促進
	<ul style="list-style-type: none">市内企業の女性管理職の割合は徐々に増加していますが、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況です。また、長時間労働など働く場における男性中心の企業意識・慣行は、解消には至っておりません。いわゆるM字カーブは解消されつつあるものの、出産や育児といったライフイベントが女性の働き方に大きな影響を及ぼしています。
	5 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
	<ul style="list-style-type: none">審議会等委員への女性の参画率は35.4%（令和元（2019）年現在）市職員における女性管理職の割合は増加傾向にありますが、さらなる活躍を推進することが必要です。
	6 地域における男女共同参画の推進
	<ul style="list-style-type: none">地域における諸団体の長等への女性の就任率は約2割です。地域活動の方針決定過程への女性の参画が進むよう、支援を充実する必要があります。

**施策の方向
(R2S5)**

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく施策の実施

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）」に基づき、働く場での女性の活躍推進や、地域における男女共同参画の推進など、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めるとともに、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度」の策定を進めます。

1 性別による固定的役割分担意識の解消

- ・ 学校における男女平等教育をはじめ、あらゆる人が男女共同参画の必要性に共感できるよう情報発信を進めるとともに、市民的広がりを持った広報・啓発に努めます。

2 配偶者等からの暴力や性犯罪の防止、困難を抱えた女性等への支援

- ・ あらゆる世代に対する意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、相談窓口の周知を強化します。
- ・ 若年層に対するDV予防教育に積極的に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。
- ・ 性犯罪被害を未然に防止するための広報・啓発を行うとともに、性犯罪被害者の支援に取り組みます。
- ・ さまざまなハラスメントを防止するための広報・啓発を行うとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・ 企業等におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、子育て支援や介護支援の充実など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりを行います。

4 働く場における女性の活躍促進

- ・ 企業に対し意識啓発や支援を行うとともに、女性自身の職業能力向上・再就職や起業への支援等を行います。
- ・ 女性がライフィイベントを経ても働き続けられる職場環境や、出産や育児で一旦退職した後も希望に応じた働き方が選択できるよう、支援を行います。

5 市の政策・方針決定過程への女性の参画

- ・ 審議会等委員への女性の参画を促進するため、さらに実効性のある取り組みを行います。
- ・ 市役所における管理監督者の意識を高めるとともに、女性職員のチャレンジ支援や男女ともに働きやすい環境づくりを進めます。

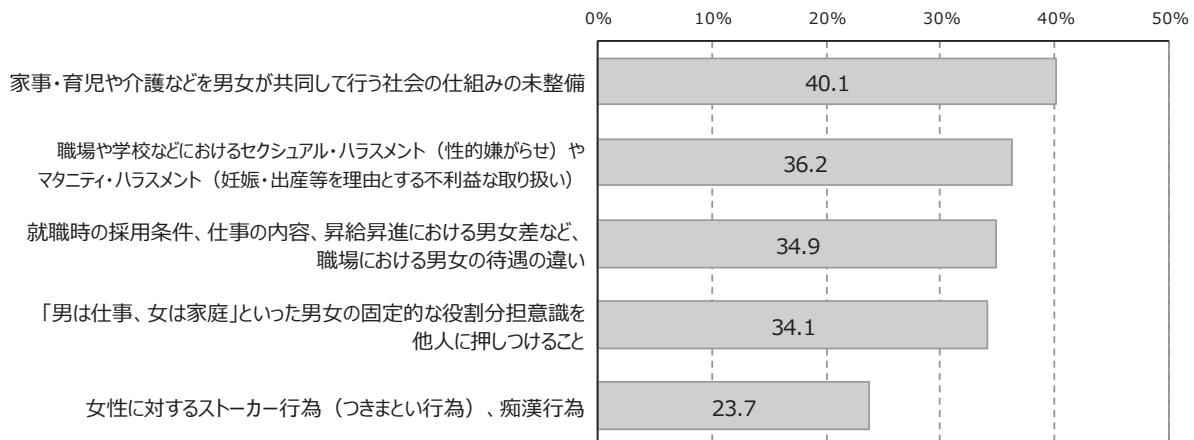
6 地域における男女共同参画の推進

- ・ 地域の女性リーダーの育成と活動支援に取り組みます。

※令和3年度以降については、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.女性に関する事柄で、人権上問題があると思われること



3 子どもに関する人権問題

現 状

- 少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化、核家族化の進行など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、児童虐待相談を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数が増加するなど、支援を要する子どもや子育て家庭への支援が課題となっています。
- 1 子ども総合相談センター（児童相談所）における児童虐待の相談対応件数は5年連続で増加し、個々の相談の内容は複雑化、深刻化しています。そのような中、平成28（2016）年に児童福祉法が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化されました。また、令和元（2019）年6月には児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務などが規定されました。
 - 2 社会的養護が必要になった子どもを家庭と同様の環境で養育するため、登録里親数の継続的な確保とともに、里親養育に対する支援の充実が求められています。
 - 3 いじめへの対応については、平成25（2013）年、いじめ防止対策推進法が制定され、福岡市いじめ防止基本方針の策定、福岡県警（スクールソポーター）と学校との連携など、いじめの認知と対応、相談体制づくりを進めてきました。学校ではいじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。
不登校児童生徒の学校復帰率は向上していますが、依然として多くの児童生徒が、登校支援が必要な状態にあります。
 - 4 子どもの貧困率が全国的に高い水準にあり、令和元（2019）年に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの「現在および将来が」生まれ育った環境で左右されないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるための対策を市町村に求めてています。
 - 5 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）
 - ・ 「子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われること」を問う設問については、「保護者などから、虐待（身体的、心理的、性的）や育児放棄されること」「いじめや無視、嫌がらせを受けること」「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が高い割合を示しました。今回新たに追加した選択肢「子どもの将来やその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること」についても、上記に次いで第4位となりました。
 - ・ 「子どもの人権を守るために必要だと思われること」を問う設問については、「家庭、地域、学校の連携のもと、地域で子どもを育み、子どもの環境や活動を考えていこうという機運を高める」という回答が突出しており、地域社会で子どもを育むことが大切であると考える市民が多いことがわかりました。

現状	○子どもの人権に関する数値の推移（第4次福岡市子ども総合計画より）					
	①子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合					
	H26（初期値）	H30（現状値）	R1（目標）			
	78.1%	75.0%	80%			
②子どもの自尊感情（自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合）						
	H26（初期値）	H30（現状値）	R1（目標）			
	小学校	74.4%	85.3%			
	中学校	68.2%	80%			
③里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合）						
	H26（初期値）	H30（現状値）	R1（目標）			
	31.9%	47.9%	40%			
「福岡市子ども総合計画（第4次：平成27年度～平成31年度）」において、「子どもの権利を尊重する社会づくり」を目標の一つに掲げ、施策を推進してきました。						
取り組み（H28S1）	1 子どもに関する相談・支援体制の充実					
	<ul style="list-style-type: none"> こども総合相談センター（児童相談所）の児童福祉司や児童心理司を増員し、児童虐待に関する相談・通告を含む受理件数の急激な増加に対応するなど、専門的・総合的な介入・支援の充実に取り組みました。 各区の子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を実施しました。 子ども家庭支援センターにおいて、家庭からの相談や区役所等の関係機関からの紹介による相談など様々な相談に対応できる支援体制の充実に取り組みました。 					
	2 児童虐待防止対策					
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修の企画を行うなど、市民、行政、地域、企業などを含めた社会全体で子どもを見守る取組みを推進しました。 区保健福祉センターに対し、支援に関する助言等を行うスーパーバイザーを派遣するとともに、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同の研修を実施するなど、児童虐待に対する対応力の向上に取り組みました。 					
3 社会的養護体制の充実						
<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関わるNPOと共に働いて里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児里親リクルート事業による乳幼児専門の里親の開拓・養成、ファミリーホームの拡大に取り組んだ結果、平成30(2018)年度には、里親等委託率が目標値(40%)を上回る47.9%となるなど、社会的養護を必要とする子どもに対する家庭養育の推進に取り組みました。 						

**取り組み
(H28.5.R1)**

- ・ 家庭的な養育環境を整えるため児童養護施設等の小規模化を進めたほか、児童心理治療施設を設置するなど、社会的養護を必要とする子どもに対する適切なケアを提供する環境づくりに取り組みました。
- ・ 非行・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施しました。

4 障がい児支援

- ・ 療育センター等における新規受診児数の増加に対応し、相談対応・診断・療育を実施するとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、障がい児の早期発見と早期支援に取り組みました。
- ・ 発達障がいと診断を受ける児童の増加などに伴う放課後等ディサービス等の利用者数の急激な増加に対応するとともに、サービスの質の向上に向けた研修の充実や指導の強化に取り組みました。

5 子ども・若者の支援

- ・ いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組みました。
- ・ いじめの防止対策や不登校・ひきこもり・非行等の状況にある子どもへの支援の充実を図るため、スクールカウンセラーを小呂・玄界小中学校を除くすべての中学校、特別支援学校、高等学校に配置し、小呂・玄界小中学校には心の教室相談員を配置しました。また、すべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小呂・玄界中を除くすべての中学校に登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員を配置しました。さらに、教育相談の増加や地域における思春期相談の増加に対応した電話・面接相談、訪問相談等を実施するなど、登校支援が必要な状況やひきこもりの状態にある子どもへの支援の充実に取り組みました。
- ・ 中高生を中心とした若者が自由に過ごすことができる居場所を運営する団体への支援によって居場所を拡充しました。また、ひきこもりや非行等の状態にある若者の農業体験等の社会参加の機会を提供し、参加した若者の生活習慣や対人関係に改善がみられました。

6 子どもの貧困対策

- ・ 生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターに子ども支援員を配置し、関係機関と連携して包括的な支援に取り組んだほか、生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問や面談を通じて自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校等で社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもの支援に取り組みました。
- ・ いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成や運営等の支援を開始するとともに、その運営団体を中心とした地域のネットワークづくりのための研修会を開催するなど、貧困等の困難な状況にある子どもを地域で支える活動の支援に取り組みました。

取り組み (H28S1)	<p>7 子どもの権利の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての市民が子どもの権利について理解を深めができるよう、地域、学校・保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。 <p>8 子どもの社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を実施したほか、ミニふくおかについて、小・中学生に加えて高校生も企画・運営に参画するなど、子どもが社会参加する機会の充実に取り組みました。
課題	<p>1 子ども家庭支援体制、児童虐待防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩み、養育困難、児童虐待、ひきこもりなど、子どもに関する様々な相談が寄せられており、子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあります。 こども総合相談センター（児童相談所）では、養護相談や障がい相談が集中・増加する一方で、児童虐待相談対応件数が5年連続で増加しており、児童虐待など緊急性の高い重篤な事案への対応が求められています。 <p>2 若者等の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりや無業の状態にある若者は悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」傾向があるため、困難を有する若者や家族を早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援につなぐ機能が求められています。 <p>3 子どもの貧困</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯収入が低い世帯では、子どもの自宅学習の習慣が少なく、また、放課後に子どもだけで過ごす割合が高いことなどから、学習支援や、大人と関わる居場所、体験機会の充実などが求められています。 <p>4 いじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つひとつのいじめに適切に対応するために、いじめ防止対策推進法に則った対応を推進していく必要があります。 <p>5 意見表明など子どもの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など、子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっています。

**施策の方向
(R2SR5)**

- 1 「福岡市子ども総合計画（第5次）」に基づく施策の実施
 - ・ 「福岡市子ども総合計画（第5次：令和2年度～令和6年度）」に基づき、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を総合的・計画的に推進します。
- 2 社会全体の取り組みの推進
 - ・ 児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取り組みを推進します。
- 3 子ども家庭支援体制の充実と児童虐待防止対策の強化
 - ・ 子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させます。
 - ・ 各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、児童虐待の発生・再発の予防に取り組むとともに、こども総合相談センター（児童相談所）の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。
 - ・ 一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。
- 4 若者等の相談支援
 - ・ ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会による連携体制を強化します。
- 5 子どもの貧困対策の推進
 - ・ 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようになりますため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
 - ・ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

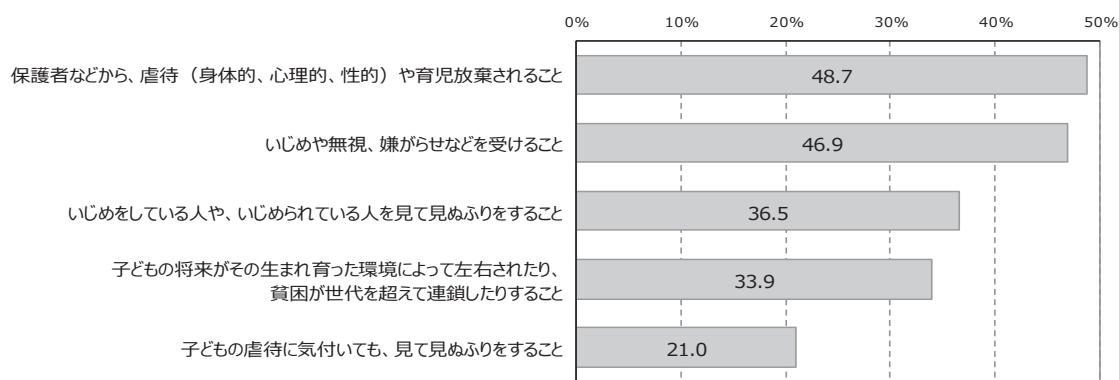
**施策の方向
(R2S R5)**

6 いじめ防止・意見表明など子どもの権利擁護の推進

- 地域や学校など子どもに関わる様々な分野で、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。
- いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。
- 国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組みます。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われること



4 高齢者に関する人権問題

全国的に少子高齢化の進展によりすでに人口減少社会に突入しており、全国的には高齢化率は28%を超えていました。

本市では、今後も人口増加が続く見込みで、65歳以上の高齢者人口は、令和元（2019）年12月現在349,478人で、高齢化率は21.9%と全国平均と比べると低いものの、福岡市でも急速に高齢化が進み、令和7（2025）年には人口の約4分の1（24.8%）、令和22（2040）年には約3分の1（31.0%）が65歳以上の高齢者になると予測されています。

高齢者は、豊かな経験や知識を持っていましたが、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されるなど、それを生かす場所や機会が得られないことがあります。

また、身体的・経済的・心理的な虐待、介護放棄、高齢者の孤独死や自殺の増加、さらには高齢者を対象とした詐欺事件・振り込め詐欺などの財産侵害など、深刻な人権問題も発生しています。

こうした状況を踏まえ、国において、平成18（2006）年に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成28（2016）年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」がそれぞれ施行されています。

高齢者が住み慣れた地域や家庭で人としての尊厳を保ちながら、安全で安心に暮らしていくためには、医療・保健・福祉サービスの充実はもちろん、一人ひとりの人生観や信条が大切にされ、社会の重要な一員としていきいきと暮らすことのできる社会を実現していくことが必要です。

- 1 平成28（2016）年は20.9%（※平成28年12月現在の推計人口）であった福岡市の高齢化率が、令和元（2019）年は21.9%に上昇しており、「超高齢社会」を迎えています。
- 2 全国的な平均寿命の延伸とともに、福岡市では高齢者の単身世帯が急増しています。中には、家庭環境や経済状況など様々な理由により、自立した生活が困難な高齢者も増えています。
- 3 今後、高齢化の進展に伴い、介護が必要となる人や認知症の人の数はともに、令和7（2025）年に平成26（2014）年の約2倍に増加することが見込まれています。
- 4 平成29（2017）年度福岡市人権問題に関する市民意識調査において、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われる意見として、「地域社会から孤立すること」や「経済的に自立が困難なこと」、「生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと」などが挙がっています。

○高齢者の人権に関する数値の推移（福岡市保健福祉総合計画中間評価より）

- ① 外出する頻度（週に4日以上外出する人の割合）

H22（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）
61.2%	52.0%	65%

※H28の調査はH22の調査と設問が異なるため、推計値。

現状	② 働いている高齢者の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H28（初期値）</th><th>H28（現状値）</th><th>R1（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35.3%</td><td>35.3%</td><td>38.3%</td></tr> </tbody> </table>	H28（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）	35.3%	35.3%	38.3%
H28（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）						
35.3%	35.3%	38.3%						
③ ボランティア活動をしている高齢者の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H25（初期値）</th><th>H28（現状値）</th><th>R1（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.1%</td><td>10.1%</td><td>15.0%</td></tr> </tbody> </table>	H25（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）	10.1%	10.1%	15.0%	
H25（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）						
10.1%	10.1%	15.0%						
④ 認知症の人が、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う人の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H28（初期値）</th><th>H28（現状値）</th><th>R1（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48.4%</td><td>48.4%</td><td>54.7%</td></tr> </tbody> </table>	H28（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）	48.4%	48.4%	54.7%	
H28（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）						
48.4%	48.4%	54.7%						
⑤ いきいきセンターふくおかの認知度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H25（初期値）</th><th>H28（現状値）</th><th>R1（目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46.8%</td><td>53.6%</td><td>60.0%</td></tr> </tbody> </table>	H25（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）	46.8%	53.6%	60.0%	
H25（初期値）	H28（現状値）	R1（目標）						
46.8%	53.6%	60.0%						
1 「福岡市保健福祉総合計画」に基づく取組みの実施	<p>老人福祉法に定める市町村老人福祉計画として策定した「福岡市保健福祉総合計画」の高齢者分野において、高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指すこととしています。</p> <p>その実現のために、5つの基本目標を定め、様々な取組みを進めます。</p>							
取り組み (H28S R1)	① いきいきとしたシニアライフの実現	<p>高齢者が社会の中で役割を持っていきいきと暮らせるよう、積極的な社会参加活動を支援します。</p>						
	② 安心して暮らせるための生活基盤づくり	<p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、住まいや助け合いの仕組みづくり、買い物・移動支援等、適切な施策を推進します。</p>						
	③ 認知症施策の推進	<p>今後増加する認知症の人や介護する人への支援に取り組みます。</p>						
	④ 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営	<p>第6期及び第7期介護保険事業計画を着実に推進します。</p>						
	⑤ 高齢者総合支援体制づくり	<p>体制づくりを進めるとともに、様々な場面でICT（情報通信技術）等の利活用を図ります。</p>						
2 バリアフリーのまちづくり	2 バリアフリーのまちづくり	<p>高齢者をはじめとするみんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、ハード・ソフト一体の取組みによるバリアフリーのまちづくりを推進しました。</p>						

課題 施策の方向 (R2～R5)	<p>1 地域社会からの孤立</p> <p>高齢になっても住み慣れた地域でつながり関わり合いが保てるよう、住民同士の見守りなど地域全体で支え合う仕組みづくりなどが必要と考えられます。</p> <p>また、必要な人が必要なときに最適なサービスを受けることができるよう、身近な生活圏域で、福祉サービス等の利用に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。</p> <p>2 権利擁護・高齢者虐待防止</p> <p>すべての高齢者が、基本的人権を持つ個人としての尊厳を保ちながら、日常生活や社会生活を営むことができるよう、住み慣れた地域での自立や社会参加の支援を促進するため、その人なりの意思決定を支援するとともに、成年後見制度の利用促進、虐待への対応など権利擁護への取組みが求められています。</p> <p>3 高齢者の社会参加</p> <p>誰もがいつまでも生きがいを持って活躍できるように、ボランティア活動や生涯学習、就業、余暇活動などの社会参加活動を支援することが必要と考えられます。</p> <p>4 認知症についての正しい知識と理解</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症の早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などが求められています。</p> <p>5 バリアフリー対策</p> <p>施設ごとのバリアフリー化は着実に進められていますが、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」は、浸透に時間を要するため、今後も継続的に普及・啓発をすることが求められています。</p> <p>1 「福岡市保健福祉総合計画」に基づく取組み</p> <p>① いきいきとしたシニアライフの実現</p> <p>高齢者が社会の中で「居場所」と「出番」をもって、いつまでも元気で活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、様々な社会参加活動を支援します。</p> <p>② 安心して暮らせるための生活基盤づくり</p> <p>公共交通施策との整合性を踏まえながら、買い物や移動が困難な高齢者に対する支援策を検討します。</p> <p>③ 認知症施策の推進</p> <p>認知症の人を単に「支えられる側」と考えるのではなく、認知症の人の意志を尊重し、寄り添うことで、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深める取組みを進めるとともに、本人やその家族に対する支援の充実を図ります。</p>
---	--

施策の方向 (R2S5)

④ 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営

きめ細かな質の高い介護サービスを提供するため、引き続き事業者に対し、よりよいケアの実現に向けた指導を実施するとともに、介護人材の専門性や資質の向上に向けた研修機会の提供のほか、介護サービス情報の提供に努めます。

また、介護保険サービスが利用しやすくなるよう、分かりやすい情報提供に努めます。

⑤ 高齢者総合支援体制づくり

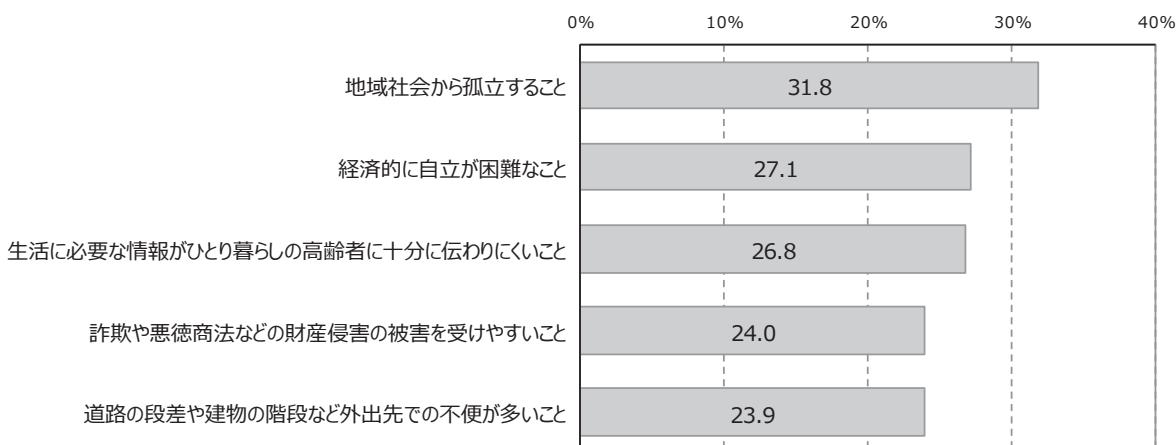
「いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）」や各種総合相談機能の充実・強化を図ります。また、判断能力の不十分な人が必要な支援を受けられるよう、成年後見制度普及のための広報を行うとともに、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、総合的な相談支援体制の検討を進めます。

2 バリアフリーのまちづくり

多くの人が利用する道路や公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、「心のバリアフリー」について、引き続き普及・啓発を行い、ハード・ソフト一体の取組みによるバリアフリーのまちづくりを推進します。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われること



5 障がい者に関する人権問題

福岡市の障がい児・者の手帳所持者数は、平成31（2019）年3月末現在で8万人を超え、人口に対する出現率は5.0%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。

このような状況にあって、障がいや障がい者に関する理解と認識の不足から、当事者や家族が差別的な発言を受けたり、不当な扱いを受けたり、嫌な思いをするなど、人権が傷つけられ、自立と社会参加が妨げられている問題や障がい者に対する虐待が問題になっています。

障がい者の人権については、平成18（2006）年に国連にて「障害者権利条例」が採択され、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定、障害者総合支援法への改正、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正等、法の整備が行われ、様々な施策が講じられています。

福岡市においては、「福岡市障がい福祉計画」に基づき、各種福祉施策を充実させるとともに、平成31（2019）年1月には、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会を目指して、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（福岡市障がい者差別解消条例）」を施行し、障がいを理由とする差別をなくすために取組みを進めています。

現状 「福岡市障がい児・者実態調査」（平成29（2017）年）

- 調査において、「差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある」と回答した人は、身体障がい者では2割弱（17.8%）ですが、知的障がい者では約3割（30.7%）、身体・知的障がい児（49.9%）や発達障がい児・者（45.6%）では半数近くを占めています。前回調査との比較では、差別等を受けた経験は、今回の調査ではいずれの障がいでも割合は低くなっています。
- 差別を受けた内容では、すべての障がいに共通して「近所の人たちの対応で不愉快な思いをした」や「役所の窓口に行ったとき、職員の対応で不愉快な思いをした」との回答が上位にあがっています。

○障がい者の人権に関する数値の推移（福岡市保健福祉総合計画より）

① 障がいのある人の就労に対する社会の理解度（理解があると感じている人の割合）

H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）
28.7%	33.0%	40.0%

② 外出する頻度（週に3日以上外出する人の割合）

H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）
64.6%	62.9%	75.0%

現状 取り組み (H 28 S R 1)	③ 啓発・交流の頻度（「障がい者に対する理解を深める機会が少ない」と回答した人の割合）								
	H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）						
	19.7%	20.2%	10.0%						
	④ 障がい者の人権に関する問題点（「障がい者の意見や行動が尊重されない」と回答した人の割合）								
<table border="1"><tr><td>H25（初期値）</td><td>H28（現状値）</td><td>R2（目標）</td></tr><tr><td>17.1%</td><td>12.7%</td><td>8.0%</td></tr></table>			H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）	17.1%	12.7%	8.0%	
H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）							
17.1%	12.7%	8.0%							
⑤ 差別を受けた経験（差別を受けたりいやな思いをした経験の割合）									
<table border="1"><tr><td>H25（初期値）</td><td>H28（現状値）</td><td>R2（目標）</td></tr><tr><td>29.2%</td><td>23.0%</td><td>20.0%</td></tr></table>			H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）	29.2%	23.0%	20.0%	
H25（初期値）	H28（現状値）	R2（目標）							
29.2%	23.0%	20.0%							
<p>1 「福岡市障がい者差別解消条例」の施行、条例の周知など差別解消のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none">条例の施行に関する周知チラシの配布、広報誌・啓発物等による周知を行いました。福岡市職員対応要領を作成するとともに、職員を対象とした研修を実施しました。 <p>2 「福岡市障がい福祉計画」に基づく施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none">「福岡市障がい福祉計画（第4期、第5期）」に基づき、各種福祉施策の充実、施設整備の推進、特に障がいの早期発見・早期支援のための体制の整備や在宅生活の支援、社会参加の促進などの施策を展開しました。 <p>3 様々な啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none">障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けることができる社会の実現のため、市民の障がい者や障がいに対する理解の促進として啓発事業を行いました。障がい者週間や世界自閉症啓発デーにあわせた啓発事業や、障がい者施設で作られた商品「ときめきグッズ」の紹介を行いました。 <p>4 学校における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">児童生徒が日常生活の中で、相手を攻撃したり自分を卑下したりする場合に、障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなど的人権に関わる事象が発生しており、事象を通して明らかになった個別課題の解決に取り組みました。また、特別支援学校に通う児童生徒が、住んでいる校区の小中学校の授業や行事に参加するなど、ふくせき制度に基づき地域とのつながりをもちながら成長し、居住地の児童生徒が障がいのある児童生徒との交流を通じ障がいに対する理解を深めました。									

取り組み (H28S1)	<p>5 障がいの特性などに配慮した支援と福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの早期発見・早期支援に取り組み、発達段階に応じた細やかな支援を行うとともに、自立に向けた就労支援を行いました。 ・ 平成29（2017）年度には、市内14か所に「区障がい者基幹相談支援センター」を設置し、障がいのある方やその家族の日常生活の様々な相談や、地域の方や福祉サービス事業所などの関係機関からの相談に対応しています。 <p>6 障がい者の権利擁護・虐待防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス等利用計画作成従事者研修等、障がい者に関わる人たちの研修を実施しました。 <p>7 バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの状態、年齢、性別などに関わりなく、安心して生活できるよう「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、ハード・ソフト一体の取り組みによるバリアフリーのまちづくりを推進しました。
課題	<p>1 障がいや障がい者に対する理解と認識の不足（目に見えないバリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の人々の理解や認識の不足により、障がいのある人への偏見や差別意識を持った人もおり、お互いの意思を伝えあっていくことが困難な場合があります。 ・ 学校においては、障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなど的人権に関する事象の発生する割合が高く、児童生徒の理解や認識を高める取り組みが必要です。 <p>2 専門的なケア・特別支援教育（障がい児教育）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの障がいの特性を踏まえた支援が求められています。 <p>3 地域との結びつき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区外の特別支援学校に通っている子どもは、その保護者も含め、地域との関わりが希薄になります。 ・ 障がいが重度化したり、障がいのある人が高齢化したり、親が亡くなった後も、地域で安心した生活が継続できる取り組みが必要です。 <p>4 困難な社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での居場所が少ないなどの社会参加が難しい状況にあります。 <p>5 雇用・就労の促進（就業の促進と雇用の安定による障がい者の自立促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、就労と雇用の安定は重要です。法律では、平成30（2018）年4月から法定雇用率が民間企業で2.2%（国・地方公共団体では2.5%）、対象企業は従業員45.5人以上の事業所に拡大されています。 <p>6 虐待の防止と権利侵害からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対する虐待や、判断力が十分ではない障がい者の財産管理をめぐるトラブルなどの人権侵害も発生しています。

課題	7 バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none">施設ごとのバリアフリー化は着実に進められていますが、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」は、浸透に時間を要するため、今後も継続的に普及・啓発をすることが求められています。障がい者への情報提供の際には、障がいの特性にあった提供方法を行う必要があります。特に、災害時の情報伝達については丁寧な対応が必要です。
	8 見えない障がい	<ul style="list-style-type: none">内部障がい（からだの中に障がいがある人）や精神障がいや発達障がいなど、外見から分からない障がいのある人は、生活の中で誤解を受けたり、周囲の人たちに配慮をしてもらえなかったりすることがあります。
	9 災害時の支援体制	<ul style="list-style-type: none">災害時の安否確認や避難及び避難所での支援体制づくりを進める必要があります。
	1 「共生社会」の実現	<ul style="list-style-type: none">「障害者差別解消法」や「福岡市障がい者差別解消条例」では、「不当な差別的取扱いの禁止※1」と、「合理的配慮の提供※2」を求めています。「社会的障壁※3」を取り除き、互いに人格と個性を尊重しながら、障がいの有無によって分け隔てられることがない、共生社会の実現を目指します。学校においては、平成28（2016）年1月に策定した市立学校等における「合理的配慮推進ガイドライン」及び平成31（2019）年1月に施行された「福岡市障がい者差別解消条例」等に基づき、「インクルーシブ教育システム」の充実を目指します。「ユニバーサル都市・福岡」をまちづくりの目標像として掲げており、ハード・ソフト一体の取り組みによるバリアフリー化を推進し、障がいのある人も住みやすいまちづくりを目指します。
施策の方向 (R25)	2 市民啓発・教育	<ul style="list-style-type: none">障がいを理由とする差別の解消に向け、条例の周知などの広報・啓発活動を継続して行います。障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するため、周囲の人々や一緒に働く人たちの障がいや障がい者に対する正しい理解を促進することがとても重要であり、必要な教育や啓発活動を推進していきます。
	※1 不当な差別的取扱いの禁止	国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止すること。
	※2 合理的配慮の提供	国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者については、対応に努める）こと。
	※3 社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなもの。 ①事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、②制度（利用しにくい制度）③慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化など）、④観念（障がい者への偏見）などがあげられます。

施策の方向（R2S2R5）

3 障がい者の権利擁護

- 平成24（2012）年に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援体制づくりが今後の施策上の課題となっています。成年後見制度や常設相談窓口など権利擁護に関する制度について、積極的な周知・広報を行います。
- 障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行います。また、障がいの特性から、十分な判断を行うことや意思の表明をすることが困難な場合に、その人の権利が損なわれるようなことがないよう、権利擁護の推進に取り組みます。

4 障がいの特性を踏まえた支援についての理解促進

- 保健・医療・福祉が連携した支援など、障がいの特性に応じた福祉サービスを提供するとともに、地域社会での障がいの特性についての理解促進を図る取り組みを進めます。
- 障がい者と実際にふれ合う機会として、啓発イベントの開催や障がい者施設の商品を身近にするなどの取り組みを進めます。
- 学校教育においては、特別支援学校で学ぶ児童生徒と居住地域の小中学校で学ぶ児童生徒、保護者、地域の人々との交流や、小中学校の特別支援学級と通常の学級で学ぶ児童生徒の交流などを行います。また、障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなどの人権に関わる事象に対しては、事象の問題点や背景を明らかにし、教育上の課題として捉え、問題解決に向けて取り組みます。

5 障がい者の就労支援

- 障がいのある人が社会の一員として、日々生きがいを持って暮らすためには、就労は重要です。障がい者就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら就労支援施策を推進し、企業に向けて研修会や広報物などを通して啓発を行います。
- 特別支援学校では、就職指導員による職場開拓などの推進や職業技能者の派遣を行うとともに、「夢ふくおかネットワーク」の事業を展開し、生徒の就労支援を図ります。

6 災害対策の推進

- 避難行動要支援者名簿^{※4}の周知を進め、災害時に支援が必要となる方に、名簿への登録を促し、日頃の声かけなど地域で支える取り組みを進めます。
- 特別な支援を必要とする方については、医療機関との連絡、搬送、ホームヘルパー等の派遣依頼、社会福祉施設への緊急入所等、適切な配慮がされるよう努めます。
- 2次避難所として設置する福祉避難所^{※5}について、指定している福祉施設との協議を進め災害に備えます。

※4 避難行動要支援者名簿

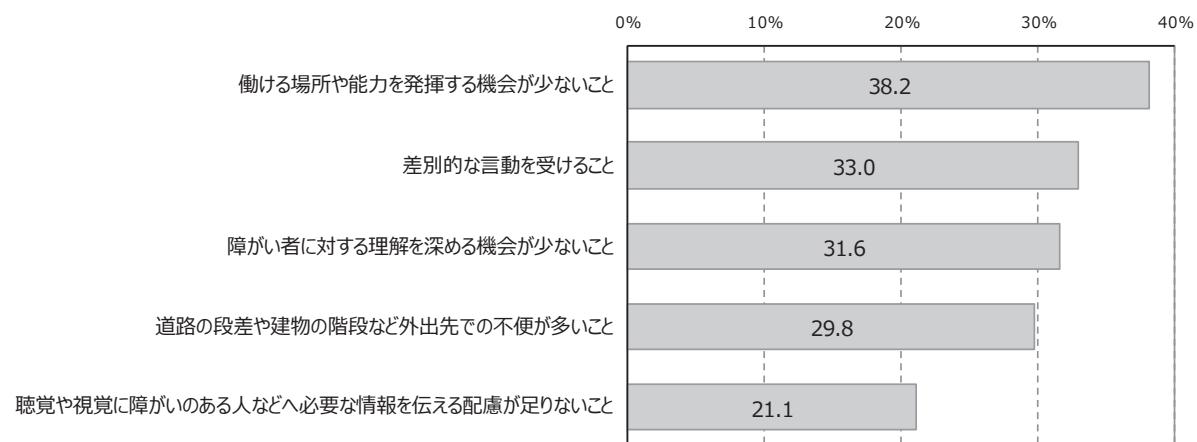
当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

※5 福祉避難所

老人福祉センター、防災拠点地域交流スペースを有する社会福祉施設、特別支援学校などの既存施設を利用して設置される、要支援者のために特別な配慮がなされた避難所。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われること



6 外国人に関する人権問題

福岡市は、アジアに開かれたまちづくりを進める中、年々、外国人が増加しており、その出身国・地域も多様化しています。平成31（2019）年4月には、深刻な人手不足の状況に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が創設され、国内の在留外国人のさらなる増加が予想されています。一方、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。平成28（2016）年6月には外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）」が施行されましたが、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになります。

また、令和元（2019）年「福岡市外国籍市民アンケート」では、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と答えた人が96.5%となっている一方で、異なる民族や国、地域、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で騒音やごみの捨て方、駐車・駐輪マナー等に関するトラブルが地域住民との間で発生しています。

このような問題を解決するためには、人種・民族・国籍を問わず、すべての人の人権を尊重する真の国際理解・国際協調の精神を養い、多様な文化や生活習慣をお互いに尊重しあう「共生の心」をつくりあげていくことが必要です。

現状

1 福岡市における在住外国人の状況

- 各年12月末現在の数値で、平成28（2016）年は32,146人でしたが、令和元（2019）年は39,779人と増加しており国際化が進展しています。
- 国籍・地域別では、中国が一番多く、続いて韓国又は朝鮮、ベトナム、ネパールの順です。在留資格別では、留学の割合が最も多くなっています。

2 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）

- 「日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと」「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと」などの項目について、人権上問題があるとの回答割合が高いという結果が出ました。

3 差別事象等の発生（平成28年（2016）度～令和元（2019）年度）

- 福岡市内においては、外国人を誹謗中傷する落書きや貼り紙が発生しています。
平成28（2016）年：民間施設12か所に貼り紙
平成30（2018）年：民間施設9か所に貼り紙

- 1 市民の国際理解等の推進
 - ・ 市民の国際理解の充実を図るとともに、外国人の人権問題に関する啓発活動を行いました。
- 2 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供
 - ・ 区役所に転入手続きに訪れた外国人に対して、英・中・韓などの多言語で記載した、外国人のための生活便利帳である「リビングイン福岡」やボランティアによる日本語教室の案内を掲載した「にほんごClassMap」などをセットにし、ウェルカムキットとして配付しました。なお、「リビングイン福岡」は、平成31（2019）年4月から、「やさしい日本語」を取り入れたベトナム語及びネパール語版を作成しています。
 - ・ 福岡よかトピア国際交流財団（以下、「国際交流財団」という。）において、多言語による生活情報の提供や生活ルール・マナーの出前講座等を実施しました。また、ホームページのリニューアルにより、英・中・韓・ベトナム・ネパール及び「やさしい日本語」に対応しています。
 - ・ 災害時の緊急情報や行政情報の発信、普段のコミュニケーションにも有効な「やさしい日本語」について解説を行ったガイドブック『使ってみよう「やさしい日本語」』を平成30（2018）年3月に発行しました。
- 3 外国人住民との相互理解の促進
 - ・ 外国人住民との交流を促進するため、文化や習慣を互いに紹介する機会や、餅つき大会や料理教室の開催の支援を行っています。平成31（2019）年4月から、地域の国際交流を促進する「共生コーディネーター」を国際交流財団に設置し、外国人住民との交流支援の充実などに取り組んでいます。
- 4 在住外国人への日本語習得支援
 - ・ 市内5か所の市民センターを会場とした福岡市主催の日本語教室の実施のほか、国際交流財団による日本語ボランティア養成講座など、ボランティアによる日本語習得支援の促進に取り組み、平成31（2019）年3月末現在、市内及びその周辺には、日本語教室が55か所あります。また、55の日本語教室を案内するマップを作成しています。
 - ・ 外国人児童生徒の日本語教育のため、日本語サポートセンター、日本語指導拠点校、日本語指導担当教員配置校の設置など、指導体制を整備しています。
- 5 在住外国人に対する暮らしのサポート
 - ・ 平成31（2019）年4月には、福岡市国際会館内に18の外国語に対応する「福岡市外国人総合相談支援センター」を設置しました。
 - ・ 平成30（2018）年3月から、災害時には「福岡市災害時外国人情報支援センター」を設置することとしており、同年7月の西日本豪雨時に設置し、情報提供や電話による相談などを実施しました。
- 6 「ヘイトスピーチ解消法」の周知
 - ・ 法律の施行に関する周知ポスター・チラシの配布、スポット映像の放映等により周知を行いました。

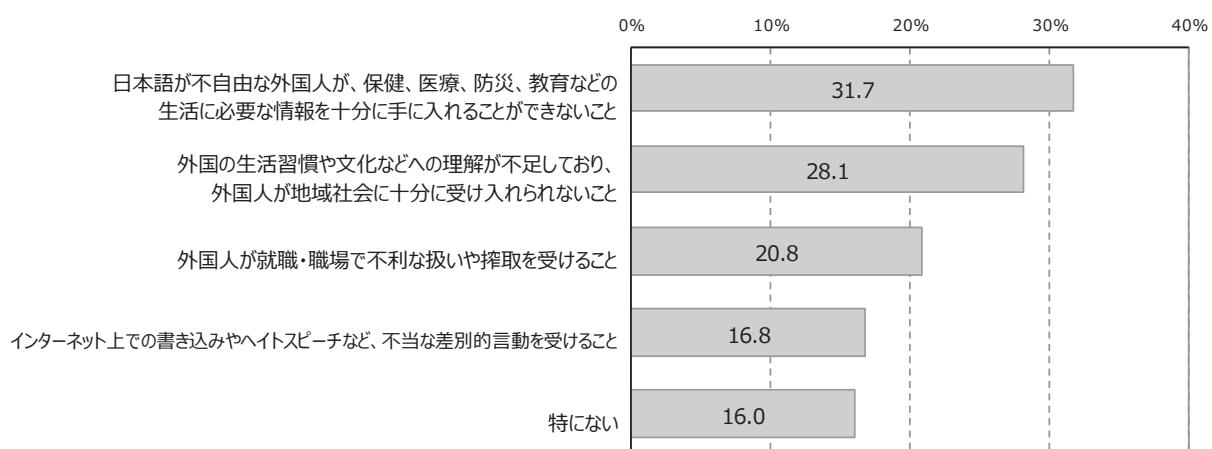
課題	<p>1 外国人住民との相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、「生活者としての外国人」の増加が予想される中、地域における国際交流を促進していく必要があります。 <p>2 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人が急増している中、日本人と外国人が安心して安全に暮らすため、生活ルール・マナーの周知に積極的に取り組んでいく必要があります。また、福岡市は留学生が多く、毎年、日本に不慣れな外国人学生が転入してくるため、継続的な支援が必要です。 <p>3 在住外国人への日本語習得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学や国際結婚、就労等様々な背景により、日本語指導が必要な児童生徒の国籍や母語も多様化し、個に応じた指導・支援が必要となってきています。 生活者としての外国人は、日本語を覚えることで生活の利便性が高まるところから、外国人の家族にも利用できる日本語習得支援に取り組む必要があります。 <p>4 在住外国人に対する暮らしのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> 国においては、平成30（2018）年12月に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していくとしています。その対応策等を踏まえ、福岡市においても様々な分野で外国人施策を推進していく必要があります。 <p>5 ヘイトスピーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の民族や国籍の人を排斥する趣旨の差別発言などを、街頭で公然と叫んだり、インターネットを通じてデモや演説の動画を拡散させるなど、ヘイトスピーチが社会問題になっています。ヘイトスピーチは許されないものであり、福岡市においても引き続き、啓発に努める必要があります。 <p>6 差別事象等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市内で外国人に関する差別落書きや貼り紙が発生しています。
施策の方向 (R2SR5)	<p>1 外国人住民との相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動や小学校区単位での外国人住民との交流支援などにより、相互理解を深める取り組みを推進します。 <p>2 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 多言語化の充実とともに、「やさしい日本語」を活用し、行政情報・生活情報をできるだけ分かりやすく提供します。 <p>3 在住外国人への日本語習得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語サポートセンター、拠点校等の体制をさらに整備し、日本語指導担当教員の配置がない学校に在籍する児童生徒を含めた、外国人児童生徒等の教育支援の充実を図ります。 国際交流財団や市民ボランティアの日本語教室と連携、協力して、日本語習得支援の充実に取り組みます。

施策の方向 (R2S2R5)

- 4 在住外国人に対する暮らしのサポート
 - ・ 新たに設置した「福岡市外国人総合相談支援センター」を活用するなどして、相談に対応します。
 - ・ 医療、子育て、防災などの様々な分野における外国人支援を充実します。
- 5 ヘイトスピーチに対する取り組み
 - ・ ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。ヘイトスピーチの解消に向け、啓発ポスター やチラシの配布、スポット映像の放映などの啓発を行います。また、適宜、福岡市内のヘイトスピーチの状況について把握に努めます。
- 6 差別事象に対する取り組み
 - ・ 市民一人ひとりが日常的な人権感覚を身に付け、地域における差別を許さない雰囲気を醸成することが必要です。
 - ・ 差別事象を差別として認識し、正しい対応ができる市民を増やす取り組みを推進する必要があります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われること



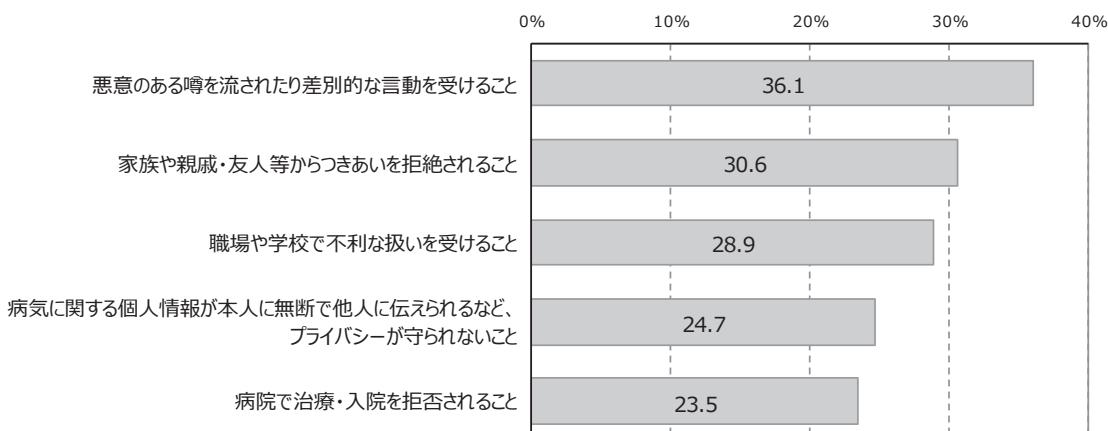
7 HIV感染者等に関する人権問題

現状	<p>エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。いまだ完治させる方法は見つかっていませんが、適切な治療を受ければ、エイズの発症を抑えることができます。</p> <p>また、ハンセン病はらい菌という細菌により末梢神経や皮膚がおかされる感染症です。感染力は弱く、かつ遺伝する病気でなく、現在は発病しても外来治療だけで確実に完治します。今、療養所で生活している人のほとんどは治っています。平成13（2001）年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」、平成20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が、令和元年（2019年）11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者やその家族への損失補償やその療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るための各種施策が実施されています。</p> <p>いずれも、日常生活では感染することはありませんが、病気に関する正しい知識の欠如や、思い込みによる過度の危険意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれることで、患者やその家族などに対する様々な人権問題が生じています。</p> <p>このような人々の人権が守られ、安心して生活していく社会を実現するためには、これらの疾病に対する正しい知識を普及させ、偏見や差別をなくしていく必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 HIV感染者等の数の推移<ul style="list-style-type: none">福岡市では、平成28（2016）年は、過去最多の63人の報告があり、平成30（2018）年は、40人と減少したものの、発症後の報告が多い状況です。感染者の年代としては、20歳代から50歳以上の方まで幅広い年代の方の感染が報告されています。2 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）<ul style="list-style-type: none">「HIV（エイズウィルス）感染者などの人権上問題があると思われること」の調査結果では、「悪意あるうわさを流されたり差別的な言動を受けること」「家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること」など、殆どの項目で減少傾向にあるものの、「特にない」と回答した人が増加傾向にあります。
取り組み（H28S1）	<ol style="list-style-type: none">1 啓発事業の実施<ul style="list-style-type: none">HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるよう、保健福祉センターの職員による健康教育を行うなど、啓発活動に努めるとともに、HIV検査普及週間や12月1日の世界エイズデーに合わせてキャンペーンを実施し、正しい知識と早期発見・早期治療の必要性についての普及啓発を行いました。HIV感染やハンセン病に関する人権問題について、講演会の開催やマスメディア等を活用した取り組みにより、広く市民に向けた啓発を行いました。学校における取り組みとしては、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者（元患者）への差別や偏見をなくすため人権読本「ぬくもり」第3版に、HIVやハンセン病についての理解を促す内容を盛り込みました。2 検査体制・相談体制の充実<ul style="list-style-type: none">HIV感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療のため、検査事業・相談事業を実施するとともに、職員のエイズ対策研修会等の受講を推進し、さらなる充実を図りました。

課題	<p>1 HIV感染者等</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者や家族への偏見による差別 就職・退職の強要差別 医療機関での診療拒否、高齢者施設等への入所拒否など 感染が言えないことによるストレスや生きづらさ 市民の関心の低下 <p>2 ハンセン病</p> <ul style="list-style-type: none"> 長年の隔離により家族や社会と断絶させられているため、回復しても療養所で暮らす人がいます。 患者（元患者）、家族への差別や偏見 <p>3 後遺症や高齢による障害</p>
施策の方向 (R2S5)	<p>1 正しい知識の普及・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> どんな病気にかかっても、その人やその家族の人権が侵害されることがあってはいけません。HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病患者（元患者）および家族などの人たちの実情を理解するために、病気や感染者・患者の人権について正しい知識の普及・啓発活動を行うことが必要です。 結核や新型インフルエンザなどの感染症の患者や関係者に対する差別や偏見をなくす啓発も必要です。 <p>2 検査・相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> HIVについては、現在、治療技術は大きく進歩しています。早めに検査を受け、治療を始めることで、病状をコントロールできるようになりました。病気を早期発見することで、患者が将来に向けてよりよく生きることにつながるので、検査や相談体制について、周知の強化・継続に努める必要があります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.HIV感染者等に関する事柄で、人権上問題があると思われること



8 様々な人権問題

(1) ホームレス

福岡市では、「福岡市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、巡回相談や再ホームレス化を防ぐためのアフターケアを実施し、また就労自立支援センターなどホームレスの人が入所できる施設を設置して、就労支援や福祉施策による支援を実施しており、このような自立支援の取り組みにより、ホームレスの数はピーク時と比べ大幅に減少しています。

しかし、公園等で起居しているホームレスが高齢化、長期化する一方で、路上と屋根のある場所（ネットカフェや終夜営業施設等）を行き来しながら生活している若年層も一定数存在するなど、ホームレスの抱える問題は多様化・複雑化しています。

また、ホームレスに対する偏見や差別により、暴力や嫌がらせ行為が発生しています。

1 ホームレスの数

- 平成31（2019）年1月に実施した目視による概数調査では、福岡市内のホームレス数は168人で、調査開始後最も多かった平成21（2009）年の969人から5分の1以下に減少しています。
- 調査区分別では、都市公園55人、河川8人、道路30人、駅舎4人、その他施設71人となっています。

2 「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（平成28（2016）年）

- 福岡市内のホームレスの年齢は、60歳代以上が65.1%となっており、前回調査（平成24（2012）年1月）から17.4ポイント増加し、高齢化しています。
- 「路上生活をするようになって5年以上」が55.6%と前回の調査から3.3%増加しており、路上生活の長期化が進んでいます。
- 路上生活になった理由として「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が25.4%（前回調査 9.3%）、「倒産・失業」19.0%（同 27.9%）「仕事が減った」が17.5%（同 39.5%）となっており、失業・減収が減少する一方、人間関係により、仕事を辞めた人の割合が増えています。一般的には、有効求人倍率が向上し、雇用情勢は回復しているものの、人間関係の構築が上手くいかない人やコミュニケーション能力に課題がある人は、雇用関係のある就労に結び付いていない状況があると考えられます。

**現
状**

**取り組み
(H
28
S
R
1)**

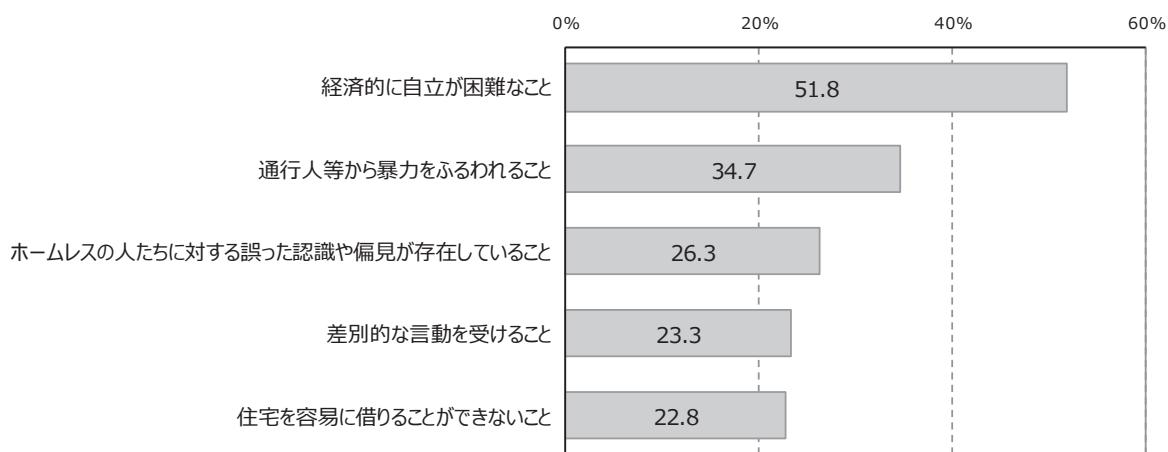
「福岡市ホームレス自立支援実施計画」（第3次）（第4次）に基づく施策の実施

- 自立支援施設を中心とした施策を推進するとともに、多様化するホームレスの課題に対応するため、巡回相談のほか、平成27（2015）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者の相談窓口である「福岡市生活自立支援センター」の機能も活用し、住居を失った又はそのおそれのある人を早期に把握し、支援を行っています。また、再ホームレス化の防止に向け、訪問相談等を行うアフターケア事業の充実を図りました。
- 人権擁護の取り組みとして、関係機関と連携しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動や、ホームレスに対する暴力・嫌がらせなどの人権問題についての相談、自立支援の取り組みについて市職員、民生委員・児童委員、地域団体等を対象とした研修・出前講座などを行いました。

課題 施策の方向 (R2S2R5)	<p>1 ホームレスの生活環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居がなく健康に不調をきたすなど厳しい生活を強いられています。 ・ 公共空間を占拠することで、市民の自由な利用や施設管理の妨げになり、地域住民との軋轢が生じることがあります。 <p>2 偏見・差別意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「好きで野宿している」「働く気がない」といった見方をされています。 ・ 偏見や差別意識などから、暴力や嫌がらせ行為を受ける事案が発生しています。 <p>1 「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第4次）」（令和元（2019）年～令和5（2023）年）に基づく自立支援施策の推進</p> <p>今後も自立支援施設を中心とした施策を推進するとともに、多様化するホームレスの課題に対応し、巡回相談のほか、生活自立支援センターの機能も活用して、住居を失った、又は住居を失うおそれのある人を早期に把握し、支援を行います。また、アフターケア事業の充実を図るとともに、同事業の利用を終了した後も、一定期間は本人へ手紙を送付するなど定着支援を行い、自立の継続を支援します。</p> <p>2 人権擁護・啓発活動の推進</p> <p>(1) 福祉関係者・教育機関との連携による啓発活動</p> <p>社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者や、学校等の教育機関と連携しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行います。</p> <p>(2) 人権に関する相談への対応</p> <p>ホームレスに対する偏見や差別、通行人からの暴力、嫌がらせなどの人権問題については、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局等の関係機関と連携しながら、適切な対応を図ります。</p> <p>(3) 研修等による啓発活動</p> <p>ホームレスを人権問題としてとらえ、人権意識の高揚を図るために、研修や出前講座等の機会をとらえ、ホームレスの状況、実施計画や自立支援施策の取り組みについての情報提供等、啓発活動の充実を図ります。</p>
--	--

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. ホームレスに関する事柄で、人権上問題があると思われること



(2) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性を悪用して、個人や団体を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を掲載したり、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

そのような情報を書き込まれた人は、尊厳や社会的評価を傷つけられるなど、回復困難なほど重大な損害を被る危険があるとともに、一旦発信された情報は瞬時に広範囲に広がる可能性があり、回収は極めて困難であることを考えると、非常に深刻な人権侵害です。

また、インターネットに自由に接続できる端末の普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の発達等により、ネット上における児童生徒のいじめ問題なども深刻になっています。

1 インターネットをめぐる人権問題

- ・ インターネット上の差別書き込み
- ・ 個人や団体に対する誹謗中傷の書き込み
- ・ インターネットでのいじめ（ネットいじめ）
- ・ プライバシーの侵害
- ・ 個人情報の流出や漏えい

2 法整備の状況

国においては、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行し、人権を侵害する悪質な書き込みに対しては、掲載内容の削除や発信者の身元情報の開示が可能となりました。

また、平成 25（2013）年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめの定義」にインターネットを通じて行われるもののが含まれると明記しました。

このほか、平成 20（2008）年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）を改正し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化することや、平成 26（2014）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）を制定するなど、インターネット上の人権侵害に対する法整備を進めています。

3 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成 29（2017）年度）

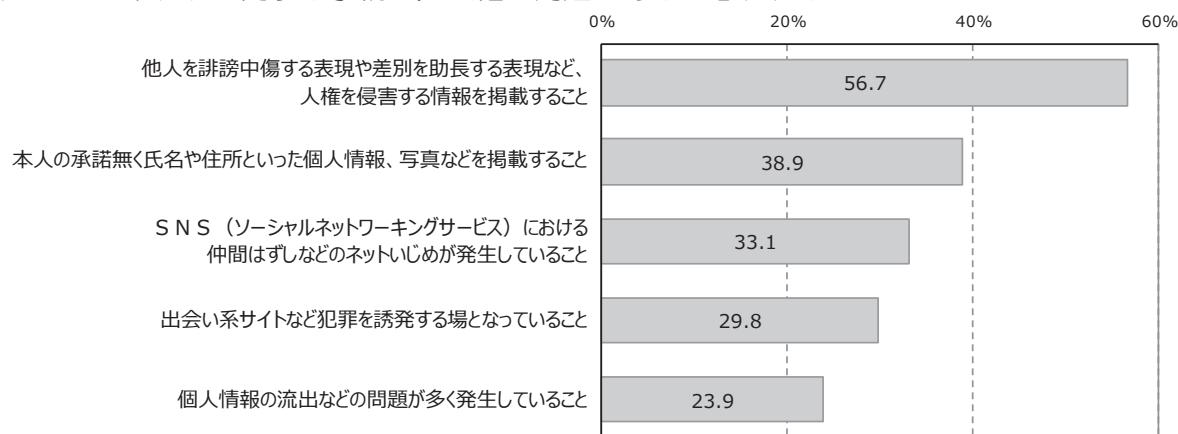
「関心のある人権問題とは」との問い合わせ、「インターネットによる人権侵害問題」と答えた人は 46.8%で、全 17 項目の 3 番目であり、前回調査時よりもさらに市民の関心が高くなりました。

また、「インターネットに関する事柄で、人権上問題があると思われること」については「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」「本人の承諾なく氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること」「SNSにおける仲間外しなどのネットいじめが発生していること」などが上位を占め、インターネットにおける人権侵害を身近な問題と考える市民が多いことが分かります。

取り組み (H28S1)	<p>1 市民に向けた啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる人権問題について、マスメディア等を活用して、広く市民に向けた啓発を行いました。 ・ 市内の企業や市民等を対象とした人権研修の中で、インターネットによる人権侵害に関して説明する等、市民啓発を行いました。 <p>2 児童生徒へのインターネットやスマートフォン等を介した被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットいじめ等の講演会の実施 ・ 学校ネットパトロールによる検索 ・ 教職員・保護者向け啓発資料を配布 ・ 通信会社との連携による情報モラルの推進 ・ 中学校入学説明会で保護者向け啓発チラシを配布 ・ PTAとの連携による規範意識の醸成
課題	<p>1 インターネット上の書き込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題、障がい者、外国人などについて、偏見や差別を助長する書き込みが発生しています。 <p>2 個人や団体に対する誹謗中傷の書き込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意を持って他人や団体の名誉を傷つける書き込みをされています。 <p>3 インターネットでのいじめ（ネットいじめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSなどにおいて仲間外れなどが行われています。 <p>4 プライバシーの侵害、個人情報の流出や漏えい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無断で、他人に知られたくない個人情報や写真、動画などが掲載されています。 ・ 名前・電話番号・住所・メールアドレスなど、個人を特定できる情報が流出し、詐欺などの犯罪に繋がっています。 ・ インターネット上では、書き込まれた情報が短時間で広範囲に拡散し、容易に削除することができなくなります。
施策の方向 (R2S5)	<p>1 学校と家庭における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校では、教育課程に位置付けた情報モラル教育を実施するなどの情報教育及び生徒指導を徹底します。 ・ 保護者へ家庭でのルールづくりやモラル・マナーの向上、フィルタリングの徹底について周知するとともに、ネット上の問題ある書き込みや画像の検索・監視によりネットトラブルの回避を図ります。 <p>2 市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のプライバシーや名誉に関する市民の正しい理解を深めるため、広報誌や啓発物、メディアなどを活用して、インターネットの適正な利用についての市民啓発を行うことが必要です。 <p>3 相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局等の相談窓口を周知するとともに、関係団体等と連携し相談・支援に取り組みます。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.インターネットに関する事柄で、人権上問題があると思われること

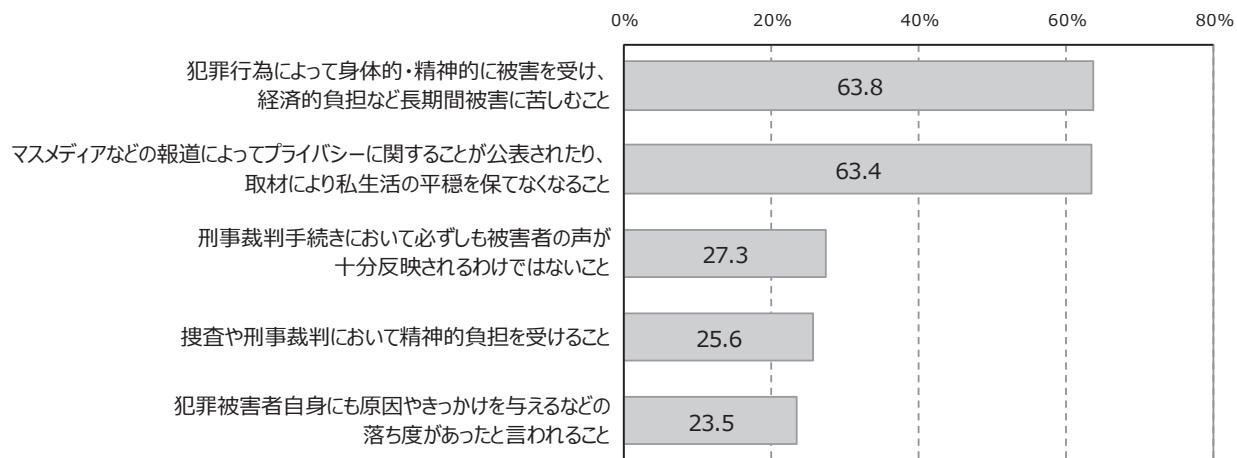


(3) 犯罪被害者等

現状	<p>犯罪被害者及びその家族等は、犯罪による直接的な被害に加え、周囲の人々の誤解や無理解などから、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。</p> <p>国は、平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」を制定するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、福岡市においても犯罪被害者等のための施策を推進しています。</p> <p>福岡市が平成 29（2017）年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の「犯罪者やその家族に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うこと」を問う設問では、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」が 63.8%、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活に平穏を保てなくなること」が 63.4%となっており、「長期間に及ぶ被害」と「マスメディアの報道姿勢」の 2 点が圧倒的に多い結果となっています。</p>
取り組み（H28SR1）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者への支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県及び北九州市と共同で、犯罪被害者のための総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を運営しました。 ・ 性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、年中無休のワンストップ相談窓口である「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県及び北九州市と共同で運営しました。 2 犯罪被害者庁内連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29（2017）年度から、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に行うため、関係課で構成する「福岡市犯罪被害者等支援連絡会議」を毎年開催しました。 ・ 犯罪被害者支援に関する取組みなどの情報を、随時関係課に提供し共有しました。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪による直接的な被害 2 周囲の人々の言動や報道機関による取材などに起因する二次的被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 興味本位のうわさや心ない中傷 ・ インターネット上の悪意ある書き込みによる名誉棄損や個人情報の流出 ・ 報道機関の行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害
施策の方向（R29R5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害で悩んでいる被害者本人とその家族・遺族が、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるような支援が必要です。 ・ 犯罪被害に遭われた方の相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知などに取り組みます。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われること

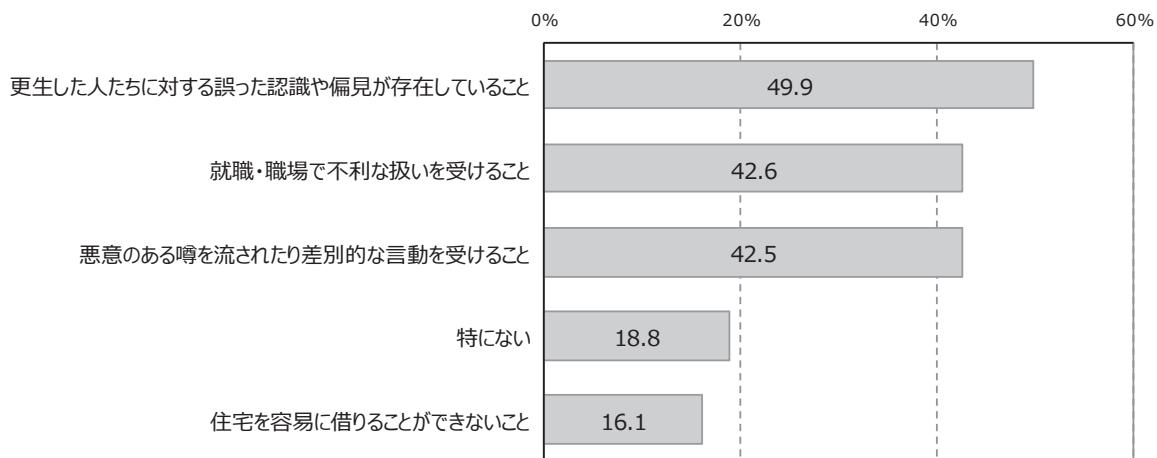


(4) 刑を終えて出所した人等

現状	<p>刑を終えて出所した人は、地域社会の一員として生活をしていくこととなります。</p> <p>しかしながら、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、社会の偏見や差別意識のために、就職をはじめとした社会復帰が困難な状況に陥り、更生意欲が削がれたり、更生を阻害される場合があります。</p> <p>平成29(2017)年度に実施した市民意識調査においても、「刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思う」ことを問う設問で、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」などが高い割合を示す一方で、「特にない」との回答が前回調査と同様2割程度あり、他の人権問題にはない特徴となっています。</p> <p>このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくし、社会復帰できるようにする必要があります。</p> <p>現在、スムーズな社会復帰につなげる試みとして、企業が更生に一役買い、刑務所や少年院などの矯正施設の入所者に出所後の働き口を提供する「協力雇用主」制度が実施されています。</p>
取り組み(H28S1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護司会等の関係団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会や更生保護女性会の活動に対して毎年補助金を交付するとともに、更生保護サポートセンターとして、市役所北別館及び城南市民センターを貸与し、その土地使用料を減免しています。 2 協力雇用主への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28(2016)年度から、社会貢献度の高い地場企業に対する優先指名等の優遇制度に協力雇用主支援事業を追加しました。 3 再犯防止推進府内連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30(2018)年度から、再犯防止に関する市の取組みを推進するため、関係課で構成する「福岡市再犯防止推進連絡会議」を毎年開催しました。
課題	<p>刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職に際しての差別 ・ 住居等の確保に際しての困難 ・ 悪意あるうわさの流布
施策の方向(R25R5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28(2016)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、「円滑な社会復帰の促進」が重要であることを指摘しています。刑を終えて出所した人等が円滑に社会復帰できるようにするとともに、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現することが必要です。国や県の再犯防止推進計画を踏まえ、保護観察所や保護司会などとの連携を図りながら、再犯の防止に取り組みます。 ・ 刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を推進する必要があります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われること



(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族

現状

1970 年代から 80 年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮当局に拉致されました。平成 9（1997）年には拉致被害者のご家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」が結成される等、被害者の救出を求める運動が活発に展開されてきました。日本政府は、これまでに 17 人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しています。また、警察庁によると、政府が認定している 17 人以外にも、「北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案に係る方々」が多く存在しており（882 人、令和元年度警察白書）、その中には福岡市の人もいます。（令和 2（2020）年 3 月現在）

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる深刻な人権侵害であり、国の主権に関わる重大な問題です。国においては、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることが、地方公共団体の責務とされました。

国連においては、拉致問題は重大な人権侵害として深刻な懸念を表明する決議が採択されています。

1 拉致問題の動向

- ・ 平成 14（2002）年 9 月に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮当局が日本人拉致を初めて認め、同年 10 月に 5 人の拉致被害者が帰国しました。
- ・ その後も、国家間の協議が進められ、平成 26（2014）年 5 月のストックホルムでの日朝政府間協議においては、北朝鮮側が拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを表明し、日本側は、この調査が開始される時点で、一部の制裁措置を解除することを表明しました。しかし、平成 28（2016）年 2 月には、調査は一方的に破棄されています。
- ・ いまだ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明はなく、拉致問題の解決には至っていません。

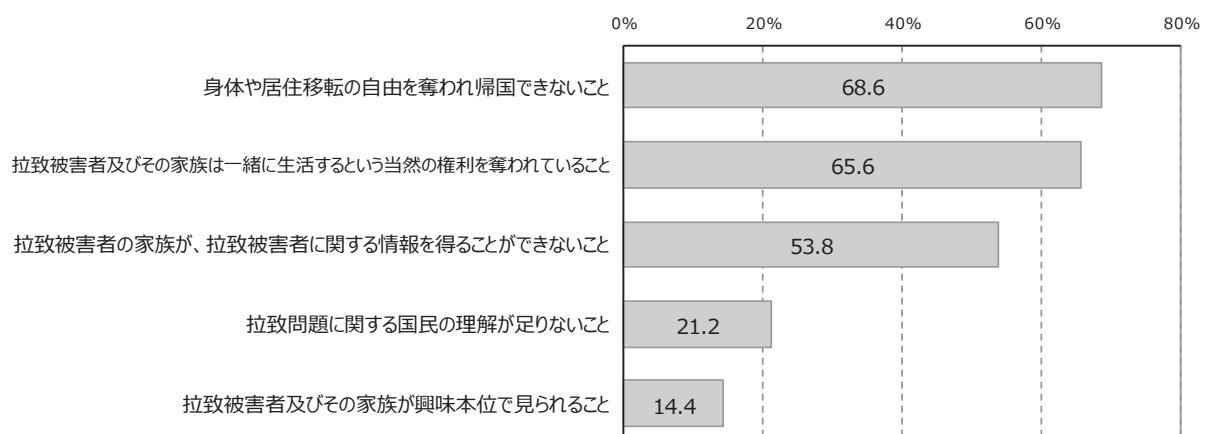
2 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成 29（2017）年度）

- ・ 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われること」の調査結果では、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できること」が 68.6% と最も高く、「拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が 65.6% と続いている。

取り組み (H 28 S R 1)	<p>国や福岡県、民間団体と連携し、市民への啓発に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月10日～16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、横断幕の掲示、職員へのブルーリボン着用の奨励、パネル展などを開催しました。 拉致被害者やその家族を講師とした講演会、その他舞台劇や映画上映会を開催しました。 市政だよりやテレビ、ラジオを活用し、拉致問題の啓発に取り組みました。 啓発ポスターを区役所、市民センター、市内すべての公民館などに配付し、掲示しました。
課題	<p>市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 拉致問題の早期解決に向け、さらに市民一人ひとりが拉致問題への関心と認識を深め、解決に向けた機運を高める必要があります。 講演会等の参加者が中高年層に偏っており、若年層への啓発の強化が課題です。
施策の方向 (R 2 S R 5)	<p>市民啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国や県、民間団体とも連携を図りながら、市民一人ひとりが拉致問題を自分たちの身近な問題として考え、解決に向けた機運が高まるよう、さらに市民への啓発を行う必要があります。 市民啓発に当たっては、若年層への啓発について工夫する必要があります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. 北朝鮮当局に拉致された被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われること



(6) 性的マイノリティ

いわゆる「性的マイノリティ^{*1}」とされる人は、子どもの頃からいじめなどの差別や偏見を受けたり、「自分が認識する自分自身の性（性自認）」とは異なる性別での振る舞いを要求されるなど、様々な場面で精神的苦痛を受けています。また、一人で抱え込んだり、理解を得られず孤立してしまうこともあります。

近年、性的マイノリティについてはマスコミ等で多く取り上げられており、人権問題として広く認知されるようになってきました。また、当事者や家族が立ち上げた団体などが様々な啓発活動を行っているほか、地方自治体や企業における取り組みなども進められており、性的マイノリティへの正しい認識が広まりつつあります。

○ 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）

「特に人権上問題があると思われること」として、「差別的言動を受けること」が39.4%、「理解不足」が31.7%、「職場や学校での嫌がらせ」が26.8%との結果が出ています。

※1 性的マイノリティ

「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性とは異なる性を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性をどう認識するか）を持つ人々の総称。

1 当事者支援

- 平成30（2018）年3月に、すべての人の人権が尊重され、多様性を認め合う共生社会の実現を目指して、「性的マイノリティに関する支援方針」を策定しました。
- 平成30（2018）年4月に、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが2人のパートナーシップを市に宣誓し、市がその証として受領証を交付するパートナーシップ宣誓制度を導入しました。令和元（2019）年10月には熊本市と協定を結び、双方の都市間で転居しても、簡易な手続きにより、転居前に交付された受領証を継続して使用できるようにしました。
- 平成30（2018）年4月から、福岡県弁護士会の協力を得て、LGBT電話相談を開始し、性的マイノリティの当事者や家族等の相談に弁護士が対応しています。
- 平成30（2018）年5月から、性的マイノリティの当事者や家族の孤立を防ぎ、悩みや情報共有できる居場所づくりとして、交流事業を毎月1回実施しています。

2 教育・啓発

- 啓発リーフレット「LGBT基礎知識」を作成し、公共施設等で配布をしています。
- 学校では、個別の事案に応じ、スクールカウンセラーや関係機関と連携して支援を行うとともに、人権読本「ぬくもり」を授業で活用し積極的に学習に取り組みました。また、人権教育指導の手引きの活用や当事者を招聘した教職員の研修を行いました。
- 性的マイノリティをテーマとした映画祭を開催し、啓発パネル展を実施しました。
- 福岡県宅地建物取引業協会へ市の取り組みについて説明するとともに、性的マイノリティへの住宅提供について協力を依頼しました。
- 福岡市医師会と連携し、医療関係者向けに、性的マイノリティについて医学的見地からの解説及び市の取り組みについての説明を行いました。

現状

取り組み（H28SR1）

取り組み (H 28 S R 1)	<p>3 庁内における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティをテーマに取り上げ、局・部長級研修および課長級研修、全職員研修、区役所窓口職員を対象とする研修を実施しました。 福岡市役所の各種申請書等の性別記載欄について必要性を検討の上、不要なものを廃止する取り組みを引き続き行いました。 性的マイノリティに関する庁内関係課連絡会議において、情報収集や意見交換などを行いました。 平成31(2019)年4月から、市職員がパートナーシップ宣誓制度等によりパートナーシップを形成した場合、各種休暇（結婚休暇に準じた休暇や、被介護者としてパートナーやその父母等も対象とする介護休暇等）を取得できるようにしました。
課題	<p>1 性的マイノリティについての周囲の人々の誤解や無理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。 性的指向・性自認に関するハラスメントや本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について第三者に暴露する「アウティング」が発生しています。 <p>2 当事者やその家族に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい知識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないとことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。
施策の方向 (R 2 S R 5)	<p>1 当事者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの当事者等と意見交換を行いながら、課題やニーズを確認し、効果的な支援を行います。 当事者やその家族及び関係者からの相談に適切に対応するとともに、必要に応じて当事者団体などに関する情報提供を行います。 パートナーシップ宣誓制度を導入している他の自治体との連携を進め、宣誓した人が、他の制度導入済み自治体に転居しても、簡易な手続きだけで引き続きサービスが享受できるように支援を行います。 <p>2 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者やその家族が、差別や偏見、アウティングに苦しむことのないよう、市職員はもとより、市民や企業の理解を深めるために、当事者団体の協力のもと、市民啓発や企業研修などに取り組みます。 学校では、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した支援を行うとともに、全ての学校で人権読本「ぬくもり」を活用した教育を進めます。また、性的マイノリティへの正しい認識を深めるために、引き続き教職員の研修を行います。

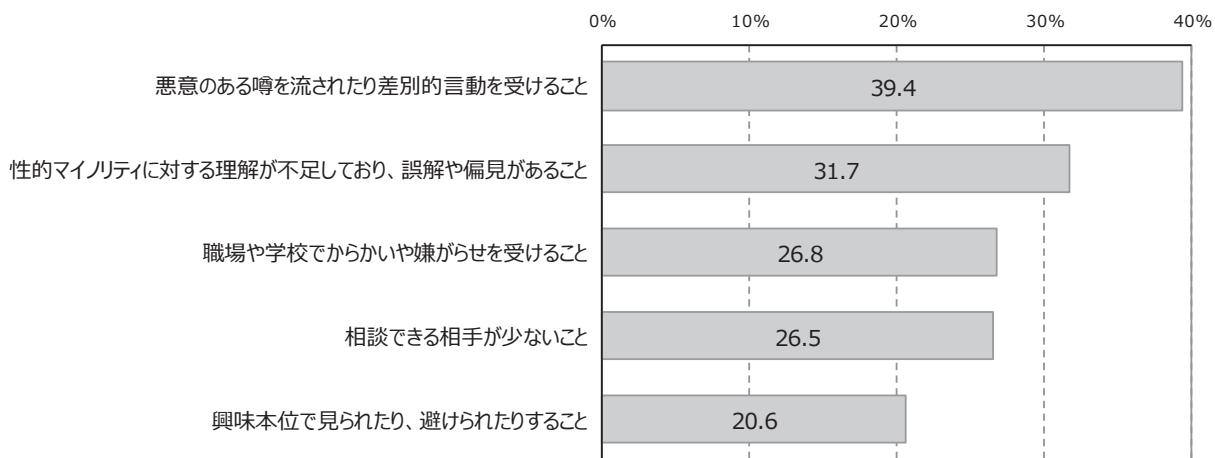
施策の方向
(R2S2R5)

3 庁内における取り組み

- 近年、性的マイノリティをとりまく社会環境が大きく変化しているため、他の自治体の動向の情報収集に努めるとともに、庁内で情報共有や相談窓口相互の連携を図ります。
- 性的マイノリティの人権に配慮した業務を推進するため、市職員のマニュアルとしてのハンドブックを作成し、活用を図ります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. 性的マイノリティに関する事柄で、人権上問題があると思われること



(7) 災害に伴う人権

**現
状**

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、生命、身体、財産に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

平成 17 (2005) 年 3 月に福岡県西方沖地震、平成 28 (2016) 年 4 月に熊本地震が発生、また「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」、「平成 30 年 7 月豪雨」が発生し福岡県にも大きな被害をもたらすなど、自然災害はいつどこで発生してもおかしくありません。

災害発生時には、避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害、避難生活を送る中での人権侵害、災害関連死^{*1}、デマや風評等による被害など、被災したすべての人間に人権上の問題が起きる可能性があります。

○ 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成 29 (2017) 年度）

「地震などの災害が発生した際に、人権上、特に問題があると思われること」に関する問いに、「避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること」の割合が 68.6%、「避難生活でプライバシーが守られないこと」の割合が 59.3%となるなど、避難生活に問題があると感じる市民が多いことが分かりました。

※1 災害関連死

災害による直接的な被害ではなく、その後の避難生活によるストレスや疲労、環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化するなどして、間接的な原因で亡くなること。

**取り組み
(H
28
S
R
1)**

1 リーフレット、手引き等の作成・周知

- ・ リーフレット「誰もが安心できる避難所づくり（平成 29 (2017) 年 3 月）」を作成し、市ホームページ等を通じて市民への周知を行いました。
- ・ 「避難生活ハンドブック～大規模災害を生き抜くために～（平成 30 (2018) 年 4 月）」を作成し、避難生活において役立つ情報をとりまとめ、周知を行いました。
- ・ 「女性の視点を活かした防災ミニブック（平成 29 (2017) 年 9 月）」を作成し、災害時・平常時に女性や子育て家庭に役立つ情報をとりまとめ、周知を行いました。
- ・ 「使ってみよう「やさしい日本語」（平成 30 (2018) 年 3 月）」、「外国人への情報提供の手引き（平成 30 (2018) 年 3 月）」を作成・周知し、全ての人に対して情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えることができるよう取り組みました。

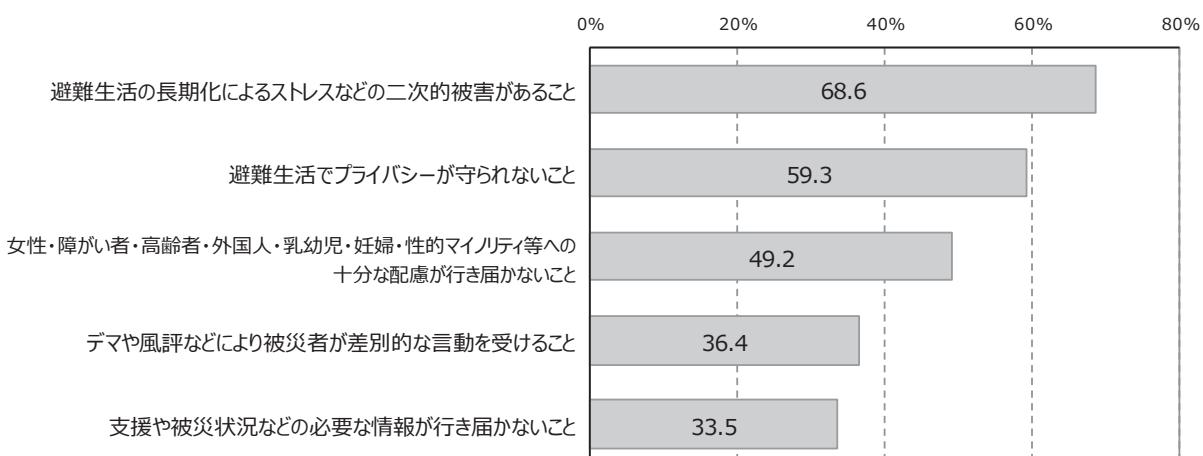
2 市民啓発

- ・ 研修会において、放射線への基礎的な知識と対処法について説明を行うなど、市民に向けて原子力災害や放射線に対する正しい知識と理解を深める取り組みを行いました。
- ・ 被災者の人権、避難所運営等をテーマにした講演会を行うなど、市民に向けて啓発を行いました。
- ・ 市民団体と共に実施するイベント「ハートフルフェスタ福岡」において、市民団体による東日本大震災をテーマにした劇の上演や、原発事故による風評被害の払拭・解消のため、農産物や観光地の安心・安全を PR している市民団体の交流ブースの展示などを行いました。

課題	1 避難所における問題 <ul style="list-style-type: none"> 日常の生活では経験することのないストレスや不安を感じる人も多く、その結果、高齢者や障がい者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者、女性、性的マイノリティ等に対する人権侵害が起こる可能性が高まります。 プライバシーの保護や女性や子育て家庭のニーズに配慮が必要です。 高齢者や障がい者、外国人の中には、情報の入手や状況の把握が困難な人がいます。
	2 復興段階に応じた問題 <ul style="list-style-type: none"> 災害時においては、災害の発生から時間の経過とともに、配慮すべき人権上の課題も変わります。 最初は、生命に対する権利、安全に対する権利が何よりも優先されますが、生命の危機から脱した後は、日常生活を取り戻すための住居や仕事、教育などの権利保障、医療や福祉、生活基盤を整えるインフラの整備など、一人ひとりのニーズや被災者側の視点に立った支援が求められます。
	3 風評被害 <ul style="list-style-type: none"> 根拠のない思い込みや偏見で差別をすることは人権侵害につながります。被災された方々が、悲しみや苦しみを乗り越え、新しい生活を少しでも快適に送ることができるよう、支援と啓発を続けていくことが必要です。
施策の方向 (R2S5)	1 災害時の配慮 <ul style="list-style-type: none"> リーフレット「誰もが安心できる避難所づくり」等を活用し、プライバシーへの配慮など、避難所の開設・運営時に、様々な立場の人への配慮を行います。
	2 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体や手段を通じて災害時における情報提供に取り組みます。 平常時より「やさしい日本語」の活用を促すなど、災害時に全ての人に対して情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えることができるよう、取り組みます。
	3 相談・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティなど、災害時に支援を要する人からの相談やその支援にあたり、必要に応じて関係団体やボランティアと連携して取り組みます。 地域全体で日頃から要配慮者を見守り、支援する体制づくりを推進します。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q. 災害に伴う人権に関する事柄で、人権上問題があると思われること



(8) 働く人の人権

誰もがやりがいと充実感を得ながら仕事をするためには、安心して働く労働環境が必要であり、労働環境は人権と密接なかかわりがあります。

近年、日本では社会構造や経済環境の変化、高齢者雇用の促進等を背景に、契約社員や派遣社員、パートタイム労働者、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加し、総務省の平成30年労働力調査によると雇用者全体の37.9%を占めています。

このような雇用情勢の中、劣悪な労働環境で過酷な労働を強いられる労働者の「使い捨て」が大きな社会問題となっています。また、長時間労働も社会問題となっており、「働き方改革」をキーワードに様々な施策が講じられています。

また、性的な言動により相手を不快にさせる「セクシュアルハラスメント」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワーハラスメント」、妊娠・出産をきっかけとして嫌がらせをする「マタニティハラスメント」、顧客や取引先からの著しい迷惑行為を指す、いわゆる「カスタマーハラスメント」など、様々な「ハラスメント」が問題となっています。

1 労働者の権利

日本国憲法第27条では、全ての国民に勤労の権利を保障しています。また、同第28条では、労働者の権利として、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」といった3つの権利を認めています。また、国際的には、ILO（国際労働機関）がディーセント・ワーク^{※1}（働きがいのある人間らしい仕事）という考え方を打ち出しています。

2 労働環境に関する法令等の整備状況

平成27（2015）年に労働者派遣法が改正され、派遣労働者の常用代替を防止し、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図ることとされました。また、令和2

（2020）年4月には、同一企業内における正社員・非正規社員の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けることを目的に、改正パートタイム労働法、改正労働契約法、改正労働者派遣法が施行されます。

平成31（2019）年4月には、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」の実現を目的に、時間外労働の上限規制、「勤務間インターバル制度^{※2}」の導入、年次有給休暇の時季指定、「フレックスタイム制^{※3}」の拡充などが定められた改正労働基準法が施行されました。

また、令和元（2019）年6月には、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法などの法令が改正されたことに伴い、今後、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になるとともに、セクシュアルハラスメント等についても、その防止策の実効性が強化されます。

3 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）

「尊重されていないと思う人権問題」「関心を寄せる人権問題」を問う設問において、「働く人に関する（人権）問題（パワーハラスメントや長時間労働など）」と答えた市民の割合がいずれも50%を超え、全ての選択肢の中で最も割合が高くなるなど、「働く人」の人権について多くの市民が関心を寄せる結果となりました。

現状	<p>※1 ディーセント・ワーク 労働者の仕事に対する理想を示すものであり、具体的には権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事。</p> <p>※2 勤務間インターバル制度 1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組み。</p> <p>※3 フレックスタイム制 一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。</p>
取り組み (H28S1)	<p>1 市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 「働くあなたのガイドブック」、学生・生徒向け「働くあなたのリーフレット」を作成し、市内の高校、専門学校、大学などに配布しました。 公共職業安定所（ハローワーク）、労働基準監督署と連携して、ハラスメントをテーマにした企業向け研修会を企画、実施しました。 ハラスメントをテーマに、市民向けの人権講座を実施しました。 <p>2 相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民相談室、男女共同参画推進センター・アミカス、人権啓発センターで、隨時働く人からの相談に対応しました。 福岡県と共同で、労働問題に関する相談会を開催しました。
施策の方向 (R2S5)	<p>1 啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「働くあなたのガイドブック」、学生・生徒向け「働くあなたのリーフレット」を配布し、働く人に関する様々な情報を提供します。 企業を対象とした研修会等の機会を通じて、職場でのあらゆる人権問題についての理解と意識の向上を促します。 <p>2 相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働に関する相談があった場合、必要に応じて国（労働局、労働基準監督署）、県（労働者支援事務所）等の相談窓口を案内するとともに、国や県の関係機関と連携し対応します。

(9) その他の人権問題

令和元（2019）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が先住民族と認識され、民族としての誇りが尊重されることが求められています。

これまで述べてきた人権問題のほかにも、外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちに関する問題※¹、経済的格差の拡大に伴う生活困窮世帯の問題、国際紛争やテロの被害者の問題などがあり、市民にまだよく知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されるものなど、人権問題は常に変化しています。

これらの人権問題についても、必ず当事者がおり、その方やご家族にとっては大変重大で深刻な問題です。そのため、すべての人の人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みが必要です。

※1 外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちに関する問題

顔やからだに生まれつきアザがあったり、病気や事故による傷、やけど、脱毛症など、外見の症状がある当事者が、その見た目ゆえにじろじろ見られたり、心無い言動に傷つけられたり、誤解や偏見により差別やいじめを受けてしまう問題。

現
状

VI 相談・問い合わせ窓口一覧

人権問題全般

※相談日時の記載がないものは、月～金 午前9時～午後5時

内容	相談先	電話	FAX
人権教育・啓発の推進、庁内の連携・連絡調整、差別落書き・差別事象	市民局人権推進課	092-711-4338	092-733-5863
人権研修、講師派遣、視聴覚教材貸出、人権問題解決に取り組む市民団体との交流・連携	福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）	092-717-1237	092-724-5162
人権相談	福岡市人権啓発センター（ココロンセンター） 人権啓発相談室 相談日時 月～金 午前10時～午後5時 (休館日を除く)	092-717-1247	—
	みんなの人権 110番 (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分	0570-003-110	—

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>
(福岡法務局人権擁護部)

同和問題

内容	相談先	電話	FAX
えせ同和行為についての相談	福岡法務局人権擁護部 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分	092-739-4151	092-722-6183

女性に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
女性の人権に関する相談	福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）総合相談 相談日時（要予約） 月～土 午前10時～午後4時半 第2・4月曜（祝日除く） 午前10時～午後8時	092-526-3788	—

内容	相談先	電話	FAX
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分	0570-070-810	—
男女共同参画に関する講座・講演会・研修	福岡市男女共同参画推進センター(アミカス)	092-526-3755	092-526-3766
DV防止に関する講座・講演会・研修	こども未来局こども家庭課	092-711-4238	092-733-5534
DVについての相談	福岡市配偶者暴力相談支援センター DV相談専用電話 相談日時 月・水・木・金 午前10時～午後5時 火 午前10時～午後8時	092-711-7030	092-711-7030
	福岡市男女共同参画推進センター(アミカス) アミカスDV相談ダイヤル 相談日時 水・木 午前10時～午後4時	092-526-6070	—
男性が抱える様々な悩み(セクシュアルハラスメント、暴力の問題など)についての相談	福岡市男女共同参画推進センター(アミカス) 男性のための相談ホットライン 相談日時 第1～3月曜日(祝日除く) 午後7時～午後9時	092-526-1718	—

子どもに関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
総合相談	こども総合相談センター(えがお館) 相談日時 24時間年中無休 ※年末年始除く	092-833-3000	092-832-7830
	女の子専用 相談日時 午前9時～午後5時 ※年末年始除く	092-833-3001	
児童虐待に関する通告・相談	児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日対応 ※令和元年12月から通話料無料化	189(いちはやく)	—
	児童相談所相談専用ダイヤル 24時間365日対応	0570-783-189 (なやみ・いちはやく)	—
家庭や子ども(虐待等)に関する相談	東区家庭児童相談室	092-645-1072	092-631-1511
	博多区家庭児童相談室	092-419-1084	092-441-1455
	中央区家庭児童相談室	092-718-1104	092-771-4955

	南区家庭児童相談室	092-559-5124	092-559-5149
	城南区家庭児童相談室	092-833-4104	092-822-2133
	早良区家庭児童相談室	092-833-4357	092-831-5723
	西区家庭児童相談室	092-895-7069	092-881-5874
子どもの人権に関する相談	子どもの人権110番 (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分	0120-007-110	—

高齢者に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
高齢者の人権に関する相談	お住まいの地域の いきいきセンターふくおか (福岡市地域包括支援センター)	各区役所地域保健福祉課へお問い合わせください	
	福岡県弁護士会高齢者障害者総合支援センター あいゆう	092-724-7709	—
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくおか	092-738-7050	—
	公益社団法人福岡県社会福祉士会 ぱあとな福岡	092-483-2941	—

障がい者に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
障がい者に関する各種相談	お住まいの地域の 障がい者基幹相談支援センター	各区役所福祉・介護保険課へお問い合わせください	
障がい者の就労支援に関する相談	福岡市障がい者就労支援センター	092-711-0833	092-711-0834
障がい者の権利擁護に関する相談	福岡市障がい者110番	092-738-0010	092-791-7687
発達障がい児・者への支援に関する相談	福岡市発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)	092-845-0040	092-845-0045
精神保健福祉に関する相談	福岡市精神保健福祉センター ◇「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症」「ひきこもり」 相談日時 火・木曜日 午前10時～午後1時 ◇「発達障がい」「性同一性障がい」 相談日時 第1・3水曜日 午前10時～午後1時	092-737-8825 092-737-8829	092-737-8827 —

外国人に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
外国人に向けた各種情報提供・相談	福岡市外国人総合相談支援センター 相談日時 月～金 午前8時45分～午後6時 対応言語 イタリア語、インドネシア語、英語、韓国語、クメール語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、やさしい日本語、ロシア語	092-262-1799	092-262-2700
	外国人のための人権相談会 (公益財団法人福岡県国際交流センターこくさいひろばでの面談) 相談日時 毎月第2土曜日 午後1時～4時 対応言語 日本語、英語	092-725-9204	092-725-9205
	福岡市各区役所の市民相談室 (面談ではテレビ電話通訳を活用)	092-753-6113 ※通訳センターで受付後、区役所につながります。(住所と相談内容を伝えください。)	—
	外国語人権相談ダイヤル (福岡法務局人権擁護部) 対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語	0570-090-911	—

HIV感染者等に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
HIV・エイズについての健康相談 (エイズダイヤル)	東区保健福祉センター	092-651-8391	092-651-3844
	博多区保健福祉センター	092-441-0023	092-441-0057
	中央区保健福祉センター	092-712-8391	092-734-1690
	南区保健福祉センター	092-541-8391	092-541-9914
	城南区保健福祉センター	092-822-8391	092-822-5844
	早良区保健福祉センター	092-846-8391	092-822-5733
	西区保健福祉センター	092-891-0391	092-891-9894

ホームレスに関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
ホームレスの自立に関する巡回相談	巡回ふくおか	092-432-3784	092-432-3794

インターネットによる人権侵害

内容	相談先	電話	FAX
インターネットによる人権侵害についての相談	みんなの人権 110 番 (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前 8 時半～午後 5 時 15 分	0570-003-110	—

犯罪被害者等に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
犯罪被害者やそのご家族のお悩みについての相談	福岡犯罪被害者総合サポートセンター 相談日時 月～金 午前 9 時～午後 4 時 (祝日・年末年始は除く)	092-409-1356	—
性暴力被害に関する相談	性暴力被害者支援センター・ふくおか 相談日時 24 時間年中無休	092-409-8100	—

刑を終えて出所した人等に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
刑を終えて出所した人等に関する相談	福岡保護観察所	092-761-6736	—

性的マイノリティに関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
性的マイノリティに関する相談	LGBT電話相談 相談日時 第2木曜日・第4土曜日 正午～午後 4 時	070-7655-1698	—
性同一性障がいに関する相談	福岡市精神保健福祉センター 相談日時 第1・3水曜日 午前 10 時～午後 1 時	092-737-8829	—

働く人に関する人権問題

内容	相談先	電話	FAX
労働問題に関する相談	福岡労働局総合労働相談コーナー	092-411-4764	092-411-4895
	福岡中央総合労働相談コーナー	092-761-5600	092-761-5028
	福岡県福岡労働者支援事務所	092-735-6149	—
	福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) 総合相談 相談日時(要予約) 月～土 午前10時～午後4時半 第2・4月曜(祝日除く) 午前10時～午後8時	092-526-3788	—

